

議事日程第2号

令和5年 第2回 錦江町議会定例会議事日程

開会の日時

令和5年6月8日(木)

午前10時開議

開会の場所

錦江町役場本庁議場

日程第1 一般質問

散 会

## 令和5年 第2回錦江町議会定例会 会議録

召集の年月日 令和5年6月8日  
召集の場所 錦江町議会議場

応招（出席）議員	1番	久保 勇太	
	2番	久本 晃	
	3番	厚ヶ瀬 博文	
	5番	浪瀬 亮祐	
	6番	染川 金治	
	7番	池田 行徳	
	8番	川越 裕子	
	9番	小吉 昭弘	
	10番	水口 孝俊	
	11番	中野 徳義	
	12番	落司 道子	
	13番	笹原 政夫	
不応招（欠席）議員			

<b>地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名</b>			
町 長	新田 敏 郎		
副 町 長	有 村 智 明		
教 育 長	畑 中 清 和		
総 務 課 長	坪内 裕二郎	会計管理者兼会計課長	鳥 越 幸 一
未来づくり課長	中 島 裕 二	住民生活課長	川 路 昭 典
政策企画課長	高 崎 満 広	観光交流課長	木 下 勝 幸
介護福祉課長	笹 貫 新 一 郎	産業建設課長	荒 木 義 文
健康保険課長	猪 鹿 倉 勝 志	教 育 課 長	菖 蒲 洋 二
住民税務課長	落 司 毅	政 策 企 画 課 病 院 再 整 備 対 策 監	内 木 場 博 之
建 設 課 長	宮 園 守	総務課財政管係長	今 村 学
産業振興課長兼 農業委員会事務局長	池 之 上 和 隆	総務課総務チームリーダー	平 石 誠
職務のため出席した者			
議会事務局長	永 吉 和 幸		

## 令和5年 第2回 錦江町議会定例会会議録

令和5年6月8日(木) 午前10時00分  
錦江町議会議場

	(開会・開議)
○笹原議長	皆さん、おはようございます。これから、本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめ配布しましたので、ご了承願います。
	日程第1 一般質問
○笹原議長	日程第1、一般質問を行います。順番に発言を許します。最初に、7番池田君の発言を許します。7番、池田君。
	(7番 池田議員 登壇)
○7番 池田議員	改めまして、皆さんおはようございます。約3年間、生活に不自由をきたしておりましたコロナが、第5類への移行となり、ひとまずはほっとしているところでございます。しかしながら、まだまだ油断は禁物であり、引き続き手指の消毒などが重要だと思います。また、ウクライナ情勢による畜産飼料の高騰など、先行き不安な毎日が続いております。町が一体となって対応しなければならないと思います。また本日は、特別に大雨になりまして、城ヶ崎付近の道路が心配になっているところでございます。 それでは、まず有害鳥獣対策の質問についてですが、まず有害鳥獣対策の状況、また令和4年度の結果はどのようなものであったか、伺いたいと思います。
○笹原議長	池田君、順番を入れ替えて、教育長から。
○7番 池田議員	教育長のほうからあった。はい。失礼しました。まずそれでは、小中学校教育の中で、AIなどの活用状況とオンラインによる英語圏の学校との姉妹校締結についてであります。1番目に現在、小中学校教育の中で、AIはどのように活用されているか、教育長に伺います。
○笹原議長	教育長。
	(教育長 登壇)
○畑中 教育長	おはようございます。第1問ということで、ドキドキしておりますけれどもよろしくお願ひしたいと思います。池田議員の質問にお答えいたします。 現在学校の現場においてはAI、人工知能の活用が模索されているところでございます。本町の小・中学校においても様々な形で活用をしているところでございますけれども、具体的な活用方法として、お話しさせていただきたいと思ひます。 まず、学習支援ということですね、AIが学習者のデータを収集し、個

	<p>に応じた学習プランや教材を提供することが可能です。児童生徒の進捗や理解度を分析し、弱点や課題を特定し、それに基づいて、適切な教材や問題を提供するAI型ドリルとして、よく言われている内容でございます。本町ではそれのものとして、eライブラリが導入をしております。そのほか、一般的に活用が期待されるものとして、児童生徒のテストやクイズ等の自動採点ということも考えられます。</p> <p>また、AIを搭載し、視覚障がいのある児童生徒に対して、教科書や資料を読み上げる学習支援ツールということも考えられると思います。今後、各学校の児童生徒の実態に応じて適切に活用を進めていきたいと考えております。以上です。</p>
	(畑中教育長 降壇)
○7番 池田議員	はい、7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	<p>AI型ドリルというので個々のですね、個人のデータにより、理解度により、指導がまたなされるという、そういうのがあるのを聞いてびっくりしたところでございます。</p> <p>私は前に大根占小学校にですね、議会の委員会でも授業参観をさせていただきました。その後、大原小学校でも参観をさせていただきました。そこで感じたことは、我々の頃とはもう雲泥の差がある教育環境でした。電子黒板、1人1人に配布されたタブレット、それから英語の先生に補助の先生、また、英会話のスペシャリストであるALTの方などでした。私たちの頃には、実際に外国人の英会話を聞いたことはありませんでしたので、びっくりしたところでございます。先ほども回答の中にもあったわけですが、今後もAIの目まぐるしい発展によって、なお一層の教育の変化が生まれるような気がいたしております。</p> <p>次にですね、今後普及が予想されている、新聞等などでもとても話題になっているんですが、チャットGPTの活用についてはどのように考えておられるのか伺います。</p>
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。

<p>○畑中 教育長</p>	<p>それでは、池田議員の質問にお答えしたいと思います。チャットGPTというのはマイクロソフト社の総称ですので、チャットGPTには対話型人工知能、いわゆる生成AIと言われるものですが、小中学校の教育現場においても様々な活用の可能性を秘めているかと思っております。将来的な普及は、確実に予想される生成AIの小中学校の活用については、現段階で次のことを考えております。</p> <p>まず1つには、個別の学習サポートとして、生成AIは児童生徒1人1人の進捗や理解度に合わせた個別の学習サポートを提供できます。これにつきましては先ほど言いましたとおり、本町においても導入しております。</p> <p>次に、語学学習の支援として、生成AIは自然言語処理の能力を持っておりますので、言語学習のサポートができるかと思えます。さらに、創造性や発想力の醸成として、生成AIは大量のテキストデータ学習しておりますので、それに基づいて、自然な文書を生成することが可能です。</p> <p>また、探求学習の促進としまして生成AIは様々な情報にアクセスし、質問に応じて幅広い知識を提供することもできます。このように、すばらしい側面もあるというところですが、しかしながら、生成AIの活用は、思考力低下の懸念も指摘されております。また、正確性や信頼性の確保、それから個人情報適切な管理などが心配されます。それから、学習することによって学習者自身の他との直接的な交流が少なくなるのでは、対話的な学習が少なくなるのではということも、懸念されているところでございます。</p> <p>このような懸念に対してですね、文部科学省は今後、教育現場における注意点や有効な活用方法をまとめた指針を本年度中には出すというふうに言われておりますので、本町におきましても、活用指針に基づきまして、学校の実態を踏まえながら取り組んでいきたいというふうに考えております。以上です。</p>
<p>○7番 池田議員</p>	<p>7番。</p>
<p>○笹原議長</p>	<p>7番、池田君。</p>
<p>○7番 池田議員</p>	<p>やはり、私たちもこの前、鹿児島の方でですね、議会のほうで、講習会もあったわけですが、その中でやっぱりこのチャットGPTというのは、良いところがあり、また悪いところもあるというところがありまして、やはり先ほどの回答にもあったそういう個人個人の差があるわけですがそういうのに対応できる能力もあるということですね。</p> <p>あとは、やはり言語型ですので、ほとんど英会話だと思いますが、そういうのに対しては、すごい学習能力というか、またいろんなこのあれが高いのではないかと思います。</p>

	<p>それとあと、ちょっと心配するのは、文章類ですね。やっぱりいろんな例えば、夏休みの宿題の中に親子で取り組むそういう何かいろんな短歌でも俳句でもいいし、作文でもいいし、絵でもいいし、そういうのに対して親の方がそれを利用して、安易に宿題の手助けをしたりという可能性もありますので、ちょっと心配なところもあります。</p> <p>それとやっぱり悪いところのことも言われましたが、やっぱり自分で考える力というのが、なかなか低下していくんじゃないかと思えますね。そういうようないろんな情報の中にも、やっぱり信頼性が懸念されるということもいろんな講習の中で、伺ったところでもあります。</p> <p>とても便利な品であるんですが、私の経験をちょっとだけ前も言ったかもしれないませんが、高校1年の頃まではですね、毎日英語の単語を自分で辞書で調べて、文章を整えて一生懸命勉強してたんですが、あるとき、友人から虎の巻というのを見せてもらってですね、それからそれに頼るようになりましたら、もう宿題もせんでいいわけですよ。もう英語の時間に対する、あるいはもう単語とか文書とか書いてありましたが、そのようなのを活用していくとですね、みるみる自分の成績は落ちていった。そういう経験がありまして、やっぱり楽あれば、苦ありというかな、そういうことに後からですが、気がついたとこでした。</p> <p>そのようなことからですね、あまりこのチャットに頼り過ぎると、自分の本当の学力というか、そういうのが危ういふうになるかもしれませんので、そこあたりやっぱり親御さんとなんかも話合いながら、進めていかなければならないと思いますが、先ほどそういう文科省からの指示の後にとということがありましたが、そういう早めですね安全対策として、錦江町なりの何かこうちょっとしたガイドラインとかいうそういう作成などは、今のところ考えておられないか伺います。</p>
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○畑中 教育長	<p>錦江町におきましてはICT活用のガイドラインは、もう作成してございます。そして、各学校のほうにそれに基づいて指導はされています。ただ、チャットGPTと今総称されますこの生成AIについてはですね、まだ入ってきたばかりですので、有効性も問題点も課題点もはっきりしないところが正直なところですよ。私が先ほど課題と言ったのは実は課題でないかもしれません。学習文房具として非常に有効な手段かもしれません。そこあたりが全く今のところ、開発途中の品物ですので、分からないというところですよ。そういう心配や危惧を持ってる。だから、それに先走ってこちらのほうから出</p>

	<p>すってというのはなかなか難しいかなと思います。文科省の出されたガイドラインに基づきながら本町の子どもたちの実態に応じて、そこだけは作成する必要はあるかなと。ICT活用のガイドラインについては、これまでどおりと考えております。以上です。</p>
○7番 池田議員	<p>はい、7番。</p>
○笹原議長	<p>7番、池田君。</p>
○7番 池田議員	<p>分かりました。やっぱり今後、いいことばかりではなくてちょっと、悪いことも起こるような気もしますので、十分な警戒というか、そういう予想を立てながら、あたっていかなければならないと思っております。</p> <p>続きまして、オンラインによる英語圏の学校との姉妹校締結は考えられないか伺いたいと思います。</p>
○畑中 教育長	<p>はい。</p>
○笹原議長	<p>教育長。</p>
○畑中 教育長	<p>ありがとうございます。本町におきましては外国語教育の充実ということで、幼児、小学校から高等学校まで一貫した学びを掲げ、外国語教育の充実に取り組んでいるところでございます。先ほど議員がご指摘がありましたとおり、ALT、SET加配と、県からの派遣をいただきながら、また本町独自にはAEAという形で、小学校の3、4年生に独自に設けております。ですので、幼稚園の楽しい外国語学習から、それから小学校は国際理解教育、3、4年生では、町としての補充という形で、AEAの活用、そして高学年、小中学校にALTとSET加配を利用したという学習を進めているところでございますが、そのような中で、昨年度、中学校においてですね英語検定の補助を予算化させていただきました。ありがとうございます。その成果じゃないわけですけどもその結果ですけれども、英語検定試験の5級合格者が23名、4級合格者が23名、3級合格者が16名、準2級合格者が1名という結果が出ました。本年度は、さらにそれに拡充をしていきたいということで、予算を認めていただきまして英語検定に係る経費を全て町のほうで全額負担という形をさせていただきまして、本当にありがたいことだと思っております。生徒に対しても、各中学校積極的に応募し、挑戦するようにご指導をいただいているところでございます。</p> <p>それから、本町におきましては昨年度、小学生を対象にいたしまして、大隅地区のALT、4、5名に集まっていいただきまして英語で活動するイングリッシュ・デイ・キャンプというのを7月に実施いたしました。</p> <p>子どもたちが小学校4年生から6年生まで、おおむね15名程度が参加し</p>

	<p>てくれました。今年度は、対象を幼稚園から中学生まで広げていきたいというふうに考えております。もちろんこれは、それぞれの子どもたちの応募という形になりますので、确实ということはありませんがそういう形で夏休み中に取り組んでまいりたいというふうに考えております。</p> <p>ご指摘のありました件ですけれども、このキャンプを通してですね、参加してくださるALTがそれぞれ自国に帰られるとき、つまり本町のALTにつきましては、フィリピンが母国でございますので、母国に帰ったときに、現地の学校とまた交渉役になっていただければなと思っております。そういう交流活動を通しながら、議員ご指摘のとおり、オンラインということも十分まだコロナ禍ですので、なかなか難しいところもありますので、そういうことも考えられるのではないかと。また将来的には、子どもたちを留学させるということも視野に入れておきたいというふうに考えているところでございます。県教委からもですね、英語圏の学校とのオンライン交流等について、もし募集があった場合は、積極的にこちらのほうも取り組んでまいりたいと思っておりますし、子どもたちに積極的な応募がなされるように各学校にはお願いしていきたいと思っております。このような活動を通してですね、まず、交流活動を通しながら、そしてさらにその先に、人と人との交流があって今度は学校の姉妹学校ですね。姉妹都市というのはまだ町全体で考えるべきことだろうと思っておりますが、そういう形ができればいいかなと、将来的には夢を描いているところでございます。以上です。</p>
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	<p>現在はそういうALTの先生たちとのですね交流の中で、実際のそういう英会話の力を強めていくというふうに伺いましたが、前からもこの件につきましては、私もこの意見を申し上げておりますが、できるだけ小さいうちからですね、英語圏の友達をつくることによって、相手のことにやっぱり興味を持ちながら、一緒に成長する過程において、英会話により一層興味を持つことになり、会話能力が上達するものと考えているところです。興味こそが学習意欲を掻き立てていくものと考えているからです。ですが、よその自治体です、こういうオンラインによる英語圏との姉妹盟約とかそういう締結をしているような事例はないのか分かっている範囲で伺いたいと思っております。</p>
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。

○畑中 教育長	<p>現在ですね、近隣の市町村に尋ねてましたところ、学校単位で行っているところはないようでございます。ただ新聞報道等で見られたと思いますが細山田小学校が学校のほうでやったということが書いてございましたので、これまでの経験でいくとですね、例えば、日本人学校に行かれた先生が、自分のその日本人学校に勤めていた学校のほうと、それから帰国されて自分の赴任してらっしゃる学校との交流というのがございました。本町におきましても、大原小学校の先生がそういう形で行かれましたので、そういう交流ができないかなと模索をした時期もございました。そういう形の交流は可能かと思いますが現地の学校となると、なかなかですね、1番ネックになるのが時差です。要するに学校の教育活動が、この時間とそれから相手国の教育活動の時間がやっぱり時差の関係がありまして。ですので、視野に入れているのはですね、東南アジア系統は大体1時間前後の時差になりますので、可能かなと。そういう形から考えると現在来ているALTは、フィリピンですので可能ではないかなあと思って、今後の夢を託しているところでございます。以上です。</p>
○7番 池田議員	はい、7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	<p>ことわざにですね、鉄は熱いうちに打てというのがありますが、私は教育は小さいうちから始めよというのを考えておりまして、そのような視点から、国際感覚の育つ教育の実現に向けて、今後もみんなで考えていかなければならないと思っております。これで教育長への質問は終わりたいと思いません。</p> <p>順番が間違えまして、大変失礼いたしました。次にですね、有害鳥獣対策の質問についてでございますが、まず、有害鳥獣対策の状況、また、令和4年度の結果はどのようなものであったか、伺います。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	はい、新田町長。
(新田町長 登壇)	
○新田町長	<p>池田議員のご質問にお答えいたします。本町の有害鳥獣対策としましては、鳥獣の捕獲、電気柵の設置助成や捕獲罠の導入などを行っております。</p> <p>鳥獣の捕獲状況につきましては、令和4年度は、1,328個の個体を捕獲していただきました。その内訳は、イノシシ517頭、サル7頭、シカ3頭、アナグマ162匹、タヌキ485匹、カラス28羽、ヒヨドリ1羽、ノウサギ86羽、ドバト8羽、キジバト31羽であります。電気柵の設置につきましては、</p>

	国の鳥獣被害対策実践事業補助金を活用し、令和4年度は、要望のあった3つの団地に設置しているところでございます。以上です。
	(新田町長 降壇)
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	<p>今の被害というか、回答の中にありましたが、この中でイノシシがやっぱり筆頭に多いですね。それからタヌキやアナグマというのも多いようですが、私はですね、これらの動物は昔は、ほとんど山の奥というか近くに出没しておりましたが、最近では町の中の家庭菜園にも出没しており多くの被害を与えているようです。</p> <p>それからこの中でやっぱりサルが7頭ですね、それからシカがちょっと3頭ってありますが、最近こう聞いたところでですね、新しくシカの被害が出てくるかもしれないというそれはですね、魚釣りの人たちが行き帰りの夜道でだいぶ田代の辺り五郎ヶ元とかそれから、大中尾に行くときとかそういうところで夜見かけるようになったということで、これまで余り鹿の被害というのはなかったかに思っておりますが、これからも、このことについては気をつけていかないといけないと思っております。</p> <p>特にですね今、杉の伐採が大量に行われておりますが、その後にまた造林ということで、杉やヒノキを植林していくわけですがこの幼木ですね、幼いときにはもうシカは特に食害がひどいそうですので、今後、町としても対応を考えなければいけないんじゃないかと思っております。</p> <p>次に面積の広いですね、牧草畑や茶園などのイノシシ対策は十分であったか、1つ伺いたいと思います。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	池田議員のご質問にお答えいたします。農地のイノシシ対策につきましては、電気柵の設置が有効かと思っておりますが、先に述べました、国の補助金を活用した電気柵の設置は、面積の大小にかかわらず、連担する一連の1ha以上の農地で利用組合を組織して申請していただいているところでございます。国の予算の関係もあり、申請された利用組合が全て採択できるとは限りませんが、例年3から5団体、総延長1万m程度の事業費は確保しているところでございます。今後も、事業実施の要望があれば、お申しつけいただければと思います。以上です。
○7番 池田議員	はい。

○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	<p>国の援助をもらいながら、1ha以上とか、連結するところですよ、そういう団体の中にあると思いますが、面積のそんなに大きくない圃場ではですね、最近、例えば家庭菜園でもですが小さい畑なんかは、量販店に2,3万円ぐらいのそういう電柵も最近は出てきてまいりましたのですが、広いところでは、価格が高いので、何らかの助成が必要となっているところですが、町単というのでいきますとですね、隣の南大隅でもやっぱり一反以上の基準でですね、サルの電気柵6段であれば、事業費の上限15万として、半額の7万5千円とか、イノシシ用の電気柵であれば、2段か3段でしょうけど、上限10万円で、半分の5万円を助成しているようでございますが、町と農協、大隅地域振興局が密接な連携のもとに行っているようです。</p> <p>今後また、そういう国とか県の補助もあるでしょうけども、中規模のどうかそういう一反ぐらいのところであればまた、このような施策を打つのも必要なときが来るかもしれませんとっております。続きましてですね、有害鳥獣捕獲を担っておられる猟友会の会員数と、それから減少対策はどうなっているのか、伺いたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>池田議員のご質問にお答えします。現在、町内には大根占猟友会と田代猟友会の2つの猟友会がありますが、それぞれの会で、捕獲技術の向上のための講習会や安全対策講習などを実施していただき、毎年、多数の有害鳥獣を捕獲していただいているところでございます。</p> <p>会員数につきましては、会員の高齢化などにより減少しておりますが、ここ数年は減少にも歯止めがかかっており、現在は大根占と田代合わせて、74名の会員の方が活動されておられます。会員減少の歯止めには、平成23年度から実施している狩猟免許取得補助金制度や平成30年度から開始した狩猟者登録補助金制度も寄与しているものと思われまます。</p> <p>これまでも、これらの制度の周知を図ってまいりましたが、今後は特に若い世代に向けた周知広報を工夫して、会員拡大に向けた支援を行ってまいりたいと考えております。また、猟友会から燃料などの経費の上昇を加味して、捕獲報償金を増額できないかといった要望も寄せられていることから、近隣の他の自治体とも連携しつつ、今後検討してまいりたいと考えております。以上です。</p>
○7番 池田議員	はい、7番。
○笹原議長	7番、池田君。

<p>○7 番 池田議員</p>	<p>ここ 2, 3 年からの減少は、ほとんど少ないようですが、昔からするとだいぶ減ってきてるように感じているところです。お茶農家の中でもですね、茶園にもすごい土手に被害があったもんですから若い世代の中で、罠の免許を取得された方も多いようですが、実際には、そういうイノシシを捕獲するのは大変難しいようです。今、講習も行っておられるということでしたが、私は鹿屋にですねすごく腕の良いハンターというか、猟師さんを知っておりますが、もしイノシシの捕獲に関する講習会が必要であれば、やってもいいという話を以前聞いたことがあります。年間に 100 匹以上ぐらい捕る方で、そういう罠の研究とかそういうされてる方ですので、1 つ勉強にはなると思います。</p> <p>次に、サル被害が聞かれるようになりましたが、現状把握と対策をどのように考えるか伺います。</p>
<p>○新田町長</p>	<p>議長。</p>
<p>○笹原議長</p>	<p>はい、新田町長。</p>
<p>○新田町長</p>	<p>池田議員のご質問にお答えします。サル目撃や被害に関し、寄せられる情報は年々増えており、町内各所で見受けられるようですが、特に神川地区や田代地区から多く寄せられております。先週も、川原のほうで里山のほうにおりてきたという情報もいただいております。情報が寄せられた場合は、鳥獣被害対策実施隊に連絡をし、状況の確認や対策をご検討いただいておりますが、あわせて情報の寄せられた周辺の方々へ脅し用の花火を配布するとともに、サルの餌になるようなものを屋外に置かないなどの注意喚起も促しているところです。また昨年度は、サル捕獲用の囲い罠を導入し、大原地区に設置するなど様々な対応を試行しているところでございます。以上です。</p>
<p>○7 番 池田議員</p>	<p>はい、7 番。</p>
<p>○笹原議長</p>	<p>7 番、池田君。</p>
<p>○7 番 池田議員</p>	<p>10 年ぐらい前でしたかその頃はですね、大原小学校の近くの空き家の屋根裏に住みついて、そういう猿がおりまして、通学の児童の安全のために、教頭先生が木刀を持ってですね、毎朝、夕方とか警戒にあたっておられましたのを見かけたことがありました。2, 3 年前は田代の大根田付近や麓のあたりについてですね、店舗のスイカを持って行ったり、あるいは家庭菜園の被害があったようです。</p> <p>最近はですね、鶴園の付近に現れてトマト、スイカ、ナス、ピーマン、そういう被害が出ているようです。これらに対しましてはですね、先ほどもありましたロケット花火で追い払う方法もありますが、また、戻って来るかど</p>

	<p>っかにか行くわけですので、効果的な対策としましては、やっぱり、罠もですが、猟銃で、鉄砲で、打ってですね殺処分が考えられるんですが、現在その猟友会会員の中で、猿に対してこの猟銃による捕獲をされる方はおられないのか伺いたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>以前、囲い罠等でですね、捕獲をしていただいた方いらっしゃいます。ただ、なかなか同じ哺乳類でございましてですね、それに対する抵抗感というのはあるかと思えます。したがって、また今、池田議員もご承知のように、今現在、サルが出没しているところは、人家周辺でございまして、やはり今度は猟銃のですね、安全対策という点からして、それはなかなか困難なものであろうというふうに思われます。したがって、それについてもですね、できるだけ先ほど答弁いたしましたようにそういった、エサになるようなものを屋外に置かないということと脅し用の花火等でですね、地道に対応していかざるを得ないのかなというところでございまして。以上です。</p>
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	<p>どこの実施隊でもですね、なかなかこう銃による捕獲は難しいようです。やっぱり人家も民家もあるということで。とても知能が高くて、もう本当に厄介なサルなんです、少しでもサルの被害がなくなるような対策が必要と考えます。</p> <p>私は思ってるんですが、これらのこの有害鳥獣発生の原因を少し考えてみたらですね、昔は私は犬の放し飼いが多かったと思ってるんですよ。</p> <p>なかなか、民家、人家のほうには来なくてですね、森のあるところとか、そういう山の食べ物があるところの付近では、おったんですが、なぜ、こうしておりてきたかというのは耕作放棄地が多くなって、やぶと言われるところが多くなって、そこでも繁殖してしまうもので、すぐ民家に現れるというものもあると思いますが、何か犬を利用してですね、例えば、町内の犬パトロールというかそういう猟友会の方たちが、月1回ぐらいはどっか、パトロールをするというようなそういう考え方もあるかもしれません。</p> <p>ここで1つ、町内でですよ、有害鳥獣対策について、賞金付きのアイデアを募集するような、例えば、罠の格好とかですねいろんなそういう繰り返しますが、賞金付きのアイデアなどを募集する考えはないか伺いたいと思います。</p>
○新田町長	議長。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	74名ですね猟友会のメンバーさんもいらっしゃるんで、まずは、1番現場に足を運んでいらっしゃる猟友会員の方々との意見交換によってですね、もっと効果的な対策が打てないものかというのは協議の場ではございますが、アイデアというものが、どこまで実現性があるのかというところはございますので、現場をよく知る方々、そして今、池田議員もご提案いただいたように、狩猟犬というものも皆さんお持ちでございますんで、そういった方々との意見交換を通じてですね、新たな捕獲体制ができないものかというようなことは検討してまいりたいと思います。以上です。
○7番 池田議員	7番。
○笹原議長	7番、池田君。
○7番 池田議員	最後になります、今後、飼料が高くなりましたので、トウモロコシなどを栽培するようになると思いますが、とてもそういうサルは熟したのしか来ませんので。でも、生のうちからいたずら感覚ですね、そういうデントコーンとありますが、飼料用のトウモロコシをもぎ取ったり悪さをするかもしれませんし、特にイノシシなんかは、もうトウモロコシ畑が大好きですので、気をつけなければいけないと思っております。 農業であっても、家庭菜園であっても、被害がなくなるようにですね、何か方法が見つかればといつも考えているところでございまして、このような質問いたしましたところです。これで、私の質問を終わりたいと思います。
	(7番 池田議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。10時45分まで休憩いたします。
	<b>休憩 10:37</b> <b>再開 10:45</b>
○笹原議長	休憩前に引き続き会議を開きます。次に、1番、久保君の発言を許します。 1番久保君。
	(1番 久保議員 質問者席へ登壇)
○1番 久保議員	おはようございます。お時間も限られておりますので、通告に従い、質問を始めさせていただきます。本日、通告に従いまして3点質問をいたします。 まず1点目でございます。医師会立病院の再整備に関してでございます。先の3月議会でも質問させていただきましたが、いくつか質問を追加させていただきたく存じます。 まず1点目でございます。肝属郡医師会立病院再整備基本計画に基づく総整備費用でございますが、58.7億円であると理解しております。先々月4月26日の両町合同の全員協議会で、物価高騰等に伴う建設資材高騰で、再整

	<p>備費用の上昇が見込まれるとの説明を受けたところでございます。こちらの58.7億円でございますが、私どもの認識でございますと、この基本計画に基づく見積りといえますか、積算であるというふうな理解しておりますが、こちらの基本設計で示された58.7億円に関しまして、いつの段階での見積りなのか、お示しいただきたいと思ひます。</p> <p>また、昨年度、今申し上げましたこの基本設計でございますが、現段階での物価高騰等の費用は、こちらの設計等には反映されていないのか。</p> <p>また、現段階での過疎債償還に伴う金利の総額、こちら58.7億円のうちの70%がこの過疎債によって充当されるというふうに説明を受けておりますが、過疎債を発行し、償還に伴います金利総額は今の段階で幾らになるのか、説明を求めたいと思ひます。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>それでは、久保議員のご質問にお答えいたします。まず、最初に基本計画の事業費についてのご質問ですけれども、積算時期につきましては、基本計画に記載のとおり同規模の病院の整備費の実績の平均等を用いて試算し、令和4年6月に策定したものでございます。それから物価の反映についてですけれども、基本設計の整備費用については、積算時における最新の資材単価等により積算したものでございます。</p> <p>それから、過疎債の金利についてですけれども、現時点の過疎債の金利については年利1.1%となっております。</p> <p>それから、今ご質問にございましたように、過疎債は100%を充てて、地方交付税で70%交付されるというお考えですので、その点をご了解いただきたいと思ひます。</p>
	(新田町長 降壇)
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	<p>この総額に関する見積りの段階ということですが、基本計画に基づいて基本設計で最近の情勢を勘定したというところでございますが、ではこの58.7億円は現段階、この間の3月の段階ということだと思いますが、これはもうその段階での金額で固定されてるというふうな理解でよろしいでしょうか。すなわち今後、全協で説明いただいた金額というのは、今後1年間で上昇が見込まれる金額なのか、それともあらかじめこの基本設計の段階である程度その見込まれた額なのか、もう一度お尋ねしたいと思ひま</p>

	<p>す。あわせて金利に関して、1.1%ということで承知いたしました、ここでですね、すいませんちょっと文言が、説明が不十分だったんですが、金利が発生しますので当然金額もその金利分の金額が発生いたします。30年償還というふうにお伺いしておりますが、この金利を含めたこの返還総額というところでお伺いいたしますが、この金利相当分はお幾らになるのか、お尋ねしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>先ほどもご説明いたしましたように、基本設計の整備費用については積算時における最新の資材単価でございます。今これが固定されているかどうかというところですけども、あくまでもその時点での資材単価に基づいて設計されたものです。総務省、それから国土交通省の両局長名により、公共工事の円滑な施工確保というのが、最近の物価高克服のための経済対策ということで通知も出されておりますけれども、国としましても、急激な物価高騰対策については適正な価格設定をするようにという通知も出ていますことから、今後市場の動向に応じて変更はするものというふうに思っております。したがって、前回全員協議会でお示ししました、それぞれの部材ごとの高騰率というものも今ご提示しているわけですけども、今後、実施設計を行っていきますので、変更はあるものと思われるところでございます。</p> <p>それから、過疎債の償還の額でございますけれども、仮に今両町でおおむね30億程度の過疎債を借りる予定でございますけれども、30年間の元利均等払いとして、現在の利息1.1%で試算しますと、利息総額が6億1千万円となりまして、償還総額は約36億1千万円で、年間の償還額が約1億4千万円となるところでございます。この額の7割が地方交付税、普通交付税で措置されますことから、実質的な町の年間負担額は約4千万程度ということになるかと思っております。以上です。</p>
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1番、久保君。
○1番 久保議員	<p>今、お示しいただいたように総務省、国交省、関係省庁がそのような通達をされてるところは存じ上げてる次第でございますが、では基本設計の段階では最新の知見に基づき58.7億円ということで、今後その実施設計によってより詳細にまた積算をしたとき上昇する可能性があるというところで理解いたしました。</p> <p>また実際この金利分の相当額というところで、約6.1億円と決して少なくない額だと思います。そういった観点で年間4千万程度が自主的な町の負担</p>

	<p>というところで理解いたしました。今の段階でこういった形で相当額のやはり一般財源といいますか、その自主財源に基づく一般財源のところから支出が見込まれるというところかと思えます。</p> <p>関連して、2番に移らせていただきますが、今お話にございましたように、今回実施設計を行うに当たりまして、整備費用の上昇が見込まれる可能性があるというところでございますが、仮にこの上昇した場合、この不足財源はどのように賄う計画なのか。具体的に例えば、この医師会立病院が調達されるのか。それができない場合は、今、両町で整備費の負担をされておりますが、この両町で負担されることになるのか。その場合でございますが、今お話にございましたこの過疎債はこの増額分に対して適用されるのかどうなのか。またそれとも一般財源になるのか。また、そうした上昇が見込まれた場合、この整備費用総額は、今年1年かけて実施設計をするわけでございますが、いつの段階で確定するのか。その場合、この上昇した場合でございますが、その上限は、今両町で何かしらのそういった基準を決めていらっしゃるのか、それともそこに関しては、まだ具体的な議論されていないのか。</p> <p>また、こういった整備費用の上昇が確実に上がった場合、それに伴う今、償還の金額、お示しいただきましたけども、そういった観点から、本町に關しましてこの中長期的な財政面への影響はないのか、説明をお願いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、事業費の上昇についてですけれども、事業費が上昇した場合、その理由が物価高騰のようにやむを得ない理由の場合は、両町において整備費用を負担するものと考えております。またその場合における過疎債の適債性についても、問題ないものではないかと考えております。</p> <p>次に、事業費の確定時期についてですけれども、事業費の確定時期については、全員協議会の際にもご説明いたしましたように、今年度、現在行っております、実施設計において、より詳細な建設費の積算を行うとともに、別途、医療機器等の整備費用の積算も行うこととしております。それらがそろった段階で、事業費が確定することになるものと思います。ただし、確定後におきましても、着工から完成まで約2年間あることから、この間の資材単価や労務費等の状況によっては、事業費の追加が必要になることも予想されているところでございます。</p> <p>それから、事業費の上限と財政への影響についてですけれども、事業費の上限としましては、基本計画の事業費でございます、58億7千万円を目途</p>

	<p>とするものの、追加が必要となった場合は、理由等を踏まえた上で、追加の可否を検討し、実際に追加が必要となった場合は、南大隅町さんそして当町の両議会への説明を行い、了承いただく必要があると考えているところでございます。</p> <p>また、事業費が増加した場合の中長期的な財政面への影響につきましては、錦江町、肝属郡医師会立病院再整備基金の効果的な活用により、財政面への影響が最小限になるようにしていきたいと考えているところでございます。以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1 番久保君。
○1 番 久保議員	<p>物価高に起因する上昇であれば両町で負担し、その場合、過疎債でも摘債性も可能ではないかというところございまして、ただ、その事業費がいつ確定するのかというところ、逆に言いますと今ご答弁いただいた中ですと今の段階で見通しがついてらっしゃらないのかなというイメージを受けたんですが、その中でやはり気になったのが仮に着工、そういった工事期間であってもその上昇が見込まれる場合は、追加の費用が必要になるというところで、逆に申しますと実施設計が終わってもその事業費が確定しないという理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、仮にそうなった場合、例えば後ほど詳細 3 で述べるんですけども、仮にその工事期間中でも、その工事費が上昇した場合っていうのは、結局この事業計画の措置としてどのような形になるのか。結局今 58.7 億円という金額を上限の目安というふうにおっしゃったんですけど、もちろんそのとおりだと思います。ただ影響が例えばこういった物価高に起因した場合、ある意味でなし崩し的に増加していく懸念があるんじゃないのかというのが、率直な懸念でございます。基金を活用されるということでございますが、今、基金を追加し、この間の段階で 6 億 5 千万程度だったかと記憶してるんですが、この基金というのは当然今のこの 58.7 億円を基準に恐らく積み上げているわけございまして、仮にこういった増額分をこの基金でまた充てるとなるとやはりその不足財源というのは、本当に生じてこないのかどうかあわせてお尋ねしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	まず先ほどもご回答いたしましたようにまず、いつの時点で事業費が確定するのかっていうところですけども、発注前の事業費確定については、今年度の実施設計が終了するときに確定になるということでございます。先ほど

	<p>ご説明しましたのは、国等からも急激な物価高騰によるものはそれを加味しなさいと、物価スライド条項というものがあるわけですので、そこをむげに私どもが否定するものではないというところをご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、事業費がなし崩し的に上昇していくのではないかとということですが、あくまでも先ほど言いました 58.7 億円を基本としておりますので、その中で物価高騰分には、やむを得ない事情がある場合はですねそれはもう両町議会に、またご説明はいたしますけれども、なし崩し的な事業費の高騰ということはありませんというふうには私と考えております。</p> <p>それから、財源が不足するのではないかとということをご懸念いただいているようですけれども、確かにですね、現在私ども令和 4 年度末までで、病院再整備基金に 13 億 2,900 万基金を積み上げております。これの積算というのは、以前から申し上げているように仮に、錦江町負担が 30 億であった場合、<math>3 \times 7 = 21</math>、21 億円は普通交付税でまいますので、残りの 9 億円、これが次の世代の子どもたち、次の世代の負担に一般財源としての負担になりますので、それを解消する意味で 15 億積むと。ただし 15 億のうちの約 10 億が償還金に上がったとしましても、当然物価高騰等も含めた形での留保として私どもが、残りの 5 億を保有しておりますので、今考えられる、私どものシミュレーションといいますか今、国から示されている資材単価等の高騰等も加味しましても、何とか 15 億基金を持っておれば、財源不足に陥ることはないのではないかとというふうに思っているところです。以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>今 5 億を留保というところで 15 億程度の基金を 1 つ積み上げられてこの中でしっかり対処するというところで逆に申し上げますと、今のお話ですと、やはり本町負担分の上限ってのは、この 5 億分の留保の相当額なのかなというふうな印象を受けたところなのですが、今、答弁おっしゃっていただいたように、恐らくこういった形で条件は必ずあると思うんです。</p> <p>ですので逆に申し上げますと、確かに物価スライドとかも諸般の事情はあるんですがそれを言い出すと、やはりあらゆることが何かその緊急事態、例えば災害等も含めてですね、可能性が生じますのでこういった 1 つ上限というのを 1 つやはり規律としてその事業者に対してもしっかりと、ご指導いただいて、何とかそういった事業費の範囲内で納めていただくように、そういった努力をやはりちょっと重ねていただきたいというふうに思うところではございます。</p>

	<p>関連しまして3項目めにいきますが、そのような中で、私ども町民の皆様でありました私の議会のほうでは、この整備費用総額 58.7 億円という説明をいただいております、こういった病院建設を承諾した経緯がございます。したがって、今お話にございますように、この整備総額上回る場合は、町民の皆様はじめ関係者の皆様にやはり、丁寧に説明を尽くしていただく。これが必要ではないかというふうに考えております。</p> <p>また、この整備計画のスケジュールでございますが、予定どおりに進んだ場合、恐らくもう来年度の初めで実施設計が終了して、恐らくこういった着工という手続に入ると思いますが、いつの段階でこの過疎債の起債も含めて資金を調達し、医師会立病院の補助金として交付をされるのか。説明を求めたいと思います。</p> <p>また、今回の病院建設の事業スキームでございますが、県内外問わず当整備計画と同様に整備費を全て自治体が負担し、事業運営主体に補助金として交付し、民間病院として運営されている、そのようなちょっと事例はあるかと存じますが、その中での特に成功事例というところでご存じのものがあればお示しいただきたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、町民の皆さんへの説明等についてでございますけれども、先ほども答弁いたしましたように、事業費の追加が必要となった場合は、両町議会に対して、理由等の説明を行い、承諾をいただいた上で事業を行うことが必要と考えており、あわせて、町民の皆さんに対しましては、広報紙やホームページ等でその内容をお知らせしたいと考えております。</p> <p>それと、補助金の交付方法についてですけれども、補助金の交付方法等については、事業主体でございます肝属郡医師会の整備費用の支払いに支障のないように、事業の進捗に合わせて当初予算で措置を行い、肝属郡医師会からの請求に基づき交付することとしているところでございます。</p> <p>それから、県内外問わず民間病院への補助金等についての成功事例ですけれども、現段階です、本町と南大隅町のような2町の自治体が民間の医療機関へです、全面的に支援して建て替えを行っている事例はございません。同旨の例としまして、民間の医療機関がなかなか立ちいかなかったということで、公立病院として事業譲渡を受けて、建て替えに取り組んでいるという事例はございます。以上でございます。</p>

○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>まず、事業費に関しまして町民の皆様広報紙等で私ども議会のほうには、ご説明っていうところがございましたが、やはりちょっと重要な点でございますので町民の皆様とやはりお話ししておりますと、この事業費に関して、やはり相当懸念していらっしゃいます。ですので、なるべく早い段階でですね目安としてどのくらいなのか、両町負担額の上限が5億なのか10億なのかちょっと判別なかなか難しいところだと思うんですけどもなるべく早い段階でご説明いただいて私も議会としてもやはり判断、検討する時間が当然必要になります。</p> <p>仮に今年度のように3月、4月で実施設計が完了してもう5月から着工ですと言われましても判断しようがございませんので、ある程度その見通しがついた段階で随時ここは公表していただきたいと思います。ですので、分かり次第なるべく早いタイミングでそういったご説明をお願いしたいと思います。</p> <p>また支払いに関して工事の進捗ということですけど、恐らく複数回にわたって支払いをされるのかなというふうなイメージなんですが、この場合過疎債を結局21億相当が過疎債起債分ですが、現段階で28.7億円が本町で過疎債を発行してるかというふうに記憶しております。そうなった場合、過疎債の残高が一気に2倍近くに跳ね上がるんですが、その後仮に例えばですけどほかの事業、例えば若者住宅向け事業でありますとか廃校利活用事業とかその他いろいろ公共施設の整備事業とあると思いますが、そういった事業に関してこの過疎債の残高という観点でこの病院事業にこの数10億起債して、新規でまた過疎債発行するという影響はないのかちょっと併せてそういった過疎債の残高という観点からお伺いしたいのと、あと支払いの時期に関してですが、今の段階では逆に言うともまだ確定してらっしゃらないのかなと思うんですが、恐らく起債でこの支払いとなったらある意味で一般会計においてかなり巨額のやはり支出が伴うというふうな形にはなると思いますが、そういったところも踏まえていつの段階でどういう支払いをするのかも確定次第お知らせいただければと思います。</p> <p>また、事業の成功事例っていうことですが、なかなかなくて公立病院として再生したというふうなそういった類似事例はあるということですが、何と申しますか、特に私もそうなんですけど、結局この経営の安定の担保を誰が保つかというところで、やはり公共性のある主体であるならば、公立病院で</p>

	<p>南薩病院の事例がありますがやはり県立病院でございますので、こういった経営財務その他の措置に関してやはりその自治体がしっかりバックアップをするというところでこの事業の継続性を恐らく担保されているのだと思います。そのような中で、この類似事例がなく、ある意味でそういう観点では全国初の事例になってしまうのかなというふうなところもございますが、当然運営に関して協議会を組織し、そこで経営改善もされるということですけど逆に申し上げますと、協議会、理事会や取締役会ではないので恐らくその執行に関して強制力が伴わないというふうなちょっと懸念もあるのかなと思います。</p> <p>そういった観点からその運営に関して、どのようにですね当然建設されてからということでしょうが、当然今の段階で議論しないといけないと思いますので。そして経営の安定性という観点からどのような措置を講じるお考えかあわせてお伺いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、最初に事業費をなるべく早く見通しが立った段階で示せということですが、実施設計が上がらないことにはですね、見通しと言われましても、なかなか難しゅうございます。私どもも住民の皆さんの税金をお預かりしている身でございますので、できるだけ早く出したいのはやまやまでございますので、出てきた段階で、速やかにお出しします。</p> <p>それから、過疎の残高というような表現されますが、地方債の計画が国全体としてあるわけですね。全国の地方自治体の中で、地方債計画というのが立てられますので、その中でどういった事業を、どれだけ配分されるかっていうのは、県を通じて国に私どもが申請するわけですので、当町の残高というのは決められているものではございません。したがって、これまでの今後の財政需要も含めて、国に、私どもの過疎債の必要性というのも訴えてきている状況ですので、その点をご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、恐らくご質問の中で町の資金不足が生じるんじゃないかというようなご懸念かなというふうに思っております。基本的に起債の申請については、これは過疎債であろうが辺地債であろうが、合併特例債であろうがですね、まず当該年度の5月頃に正式な申請を行って、適否が10月頃に出ることでございます。年度末に借入れをするというような、一般的な起債を借りた資金の調達方法でございます。久保議員ご指摘のように、であるならば多くの資金が必要なので、そのときに、現金がなくなるんじゃないかという、ご懸念だと思うんですけども、そのときには現在もやっておりますが、基</p>

	<p>金を中から繰替え運用して、後日資金を確保してから、その段階で繰り戻すというような流れが、これ行政の一般的な起債のありようでございますので、その点をご理解いただきたいと思います。</p> <p>それから、経営の安定性の確保についてというところでございますけれども、これは覚書等に基づきましてですね、経営の全責任は、医師会立さんが持っていただくと。ただし、莫大な公費を投入することからですね、毎年経営協議会というものを、お互いやりながらですね、経営状況をチェックしていくということです。おっしゃるように、当病院はあくまでも医師会立病院となりますので、経営権は医師会にあるわけですが、ただ私ども、両町として 60 億の多額の投資をするわけですので、その責任というのは、医師会さんとしてもしっかりと全うしていただく必要があろうかなと思いますので、私どもも事あるごとにですね、意見等を申し上げていきたいし、医師会さんと協議を含めて、進めてまいりたいというふうに思っております。以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>起債等その他の財政措置に関しては承知したところでございますが、では過疎債に関しては、ある意味でしっかりその計画に基づき県国への申請を行う都度においてそういった意味ではある意味で、何かしらの懸念は生じないというふうな理解をいたしました。</p> <p>医師会の経営等に関してでございますが、ほかの質問でございますので、また引き続き 9 月議会でもですね、事案に関してちょっと質問させていただきたいと思っておりますので一旦ちょっと医師会に関してはこちらで質問を終わらせていただきます。</p> <p>続きまして、2 点目でございます。雇用支援組織整備事業に関してでございます。こちら 3 月議会で説明をいただいた、新規事業でございますが、本年度から 2025 年度までこの 3 か年にわたりまして、単年度事業費 7 千億円余り総額 2 億円を超える事業との説明をいただいているところでございますが、この当事業はハード事業ではなく全てソフト事業というふうな理解をしておりますが、このソフト事業なのかと、ハード事業はされないのかということと、単年度で 3 か年、7 千万を超える事業費ということですが、なかなか巨額のソフト事業だなというふうな印象を受けております。具体的にどのような事業をされるのかも一度詳細な説明と、あと見積りの詳細といえますかどのような、その事業をされるご予定なのかその見積りなのか、お知らせください。</p>

	<p>また、プロポーザルを経ず随意契約で事業者を決めるとの説明をいただいておりますが、その経緯に関しても併せてご説明をお願いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず今のご質問の中で、久保議員のほうから7千億円という表現ございましたが、これ7千万円の誤りかなというふうに思いますのでその点は、ひとつご了承いただきたいと思います。</p> <p>それから、後ほど答弁の中でも言いますが、単年度7千万円を超えるという、表現の仕方ですけれども、私どものもしかしますと私どもが設定しているKPIとして7千万円というものを上げておりますので、その勘違いをされてらっしゃるのかなという点もございましたので、その点はまた、違っているということであれば後ほどご指摘いただければと思います。</p> <p>まず本事業につきましては、3月議会で久本議員のご質問でもお答えしましたとおり、全国の6自治体、北海道の厚真町、宮城県の気仙沼市、岡山県の西粟倉村、島根県の雲南市、愛媛県の久万高原町、そして当町が共同で行う地域再生計画に基づき、地方創生推進交付金、現在はですね、デジタル田園都市国家構想交付金となっておりますけれども、これを活用して実施する事業でございます。実施予定の事業は全てソフト事業でございます。事業費につきましては、今年度は6,270万円を計上しており、来年度以降も同額を計上する見込みで、3年間の総額が1億8,800万円程度を見込んでいます。</p> <p>今年度の事業費の内訳ですけれども、本町の事業推進のための委託料が5,500万円、それから他の自治体と共同で行う事業の負担金が770万円でございます。それぞれの内容につきましてはですけれども、まず本町分の事業の委託については、地域資源の発掘、意味づけ、地域内外への情報発信及び発信媒体の構築などに1,610万円、それから役場職員の研修や町内事業者向けの事業開発会議、講演会や事例研究会などの開催を通じて、ネットワーク強化と事業成長支援を促進する事業に1,362万円、それから、地域との競争を試行する関係人口との接点確保を目的としました研修ツアー等の実施や、ローカルベンチャースクールなどを通じて、地域内外の事業競争に向けた仕組みづくりを行う事業に1,585万円、それと一般管理費と消費税を加えた合計としまして5,500万円となっているところでございます。</p> <p>それから共同で行う事業の負担金については、広域で実施いたします地方再生計画事業の事業費で、6自治体で負担するものでございます。各自治体の負担金合計が4,378万円、支出内訳としましては、企業版関係人口等の</p>

	<p>拡大事業 778 万 7 千円、重点ベンチャー支援事業 220 万円、ローカルベンチャー研究プロジェクト 748 万円、事務局業務 190 万 7 千円に一般管理費と人件費を加えた額となっているところでございます。</p> <p>次に契約方法についてのご質問ですけれども、地方自治体の契約は、地方自治法の規定によりまして、一般競争入札が原則となるところでございます。一般競争入札が適さない、あるいは不利な場合は指名競争入札を実施することになります。これらの入札に適さない、あるいは不利になるなどの場合によってですね入札によらず、随意契約をすることも可能となっておりますが、随意契約をできる要件としましては、地方自治法施行令 167 条の 2 の 1 項に限定的に列挙してございます。本事業は、同項第 2 号のですね、その性質または目的が競争入札に適さないものとするときということに該当すると判断しております。なお、ご質問にございました、プロポーザルですかね、プロポーザル等につきましても、随意契約の 1 つの随契となるところでございます。</p> <p>競争入札に適しないと判断しました理由は、本事業の成果目標や K P I の達成には、多様な手段が考えられ、一律の仕様書を持って、手段を限定しないほうが、より高い成果を上げられる可能性が高いこと。設定した目標や K P I が非常に高い次元のものでありますことから既に相当の実績を上げている事業体でなければ達成が困難であることなどから、随意契約を選択したところでございます。</p> <p>また、事業者選定についてのご質問ですけれども、本町の場合、指名競争入札でも、随意契約にしましても、訓令で定める入札と資格者選定委員会を開催し、参加事業者を決定することになっております。本事業につきましては、3 月 24 日に開催された、同委員会で同種の事業で中間支援組織としての、相当の実績がある岡山県西栗倉村のエーゼログループ株式会社との契約が適当との報告を踏まえて、同社と契約を締結したところでございます。以上でございます。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>内訳等に関しては承知いたしました。1 点すみません、訂正でございます。町長おっしゃるようにちょっと私の恐らくこの 7 千万は何かまた別の金額で恐らくしてたもんで失礼いたしました。</p> <p>単年度総額が 6,270 万円余りというところで理解いたしました。この随契に至った経緯やはりその実績を重視された旨のご答弁でございましたけれども、引き続きまして 2 点目の質問にも入らせていただくんですけれども、確か</p>

	<p>にご紹介いただいたこの資料によりますと多彩な実績、経験を持たれる事業者なのかなということと、あと本当に他の先進の5自治体の皆様とやることで相乗効果が期待できるというふうには理解はするところでございますが、結局今回の財源に関しましては、地方創生推進交付金で錦江町が50%ほどがこの交付金措置との説明を受けておりますが、残りは一般財源になるのかということと、単年度、交付が2分の1で錦江町は3,135万円なので、やはり7千を超えるのかなというふうに理解をしてたんですがちょっとここに関してちょっともう一度、ご説明いただきたいと思います。</p> <p>また仮に半分が一般財源であった場合、結局この確かにK P Iをいろいろ目標が、掲げられておりまして3番目に述べておりますが、新規企業人でありますとか事業継承でありますとか、情報発信というところでは確かにございますが、具体的に町民の皆さんにどのような便益があるのか、お示しいただきたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えいたします。まず本事業は、自治体広域連携によるローカルベンチャー拡大推進事業という地域再生計画により、地方創生推進交付金を活用することになっております。</p> <p>ご質問のとおり事業費の50%は同交付金で、残りの事業費については一般財源を充当する予定としております。本事業は、ローカルベンチャーと言われる地域での起業家を呼び込み、育成することに町民や町内事業者も競争して取り組むことで、町内事業の成長や産業構造の変化を促進することを目指しており、事業実施による売上げの増加や都市部企業との協働、課題解決型人材の増加を図るもので、その成果として新規企業者、事業継承の増加を目標としているところでございます。このことにつきましては、町の第2次総合振興計画の全面改訂版の柱でございますし、また私のマニフェストでも掲示しております、働く世代の元気の重要施策であることから、成果が上がることによって、町民の望む、まちの姿になるということが便益かというふうに考えているところでございます。以上です。</p>
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	<p>2分の1を一般財源というところで承知いたしました。ちょっと関連して3番目に入らせていただきますが、ちょっとこのK P I 拝見いたしますと、2025年度末における錦江町の成果目標として新規企業人30人、事業継承10件、その他いろいろ目標も定められていらっしゃるローカルベン</p>

	<p>チャーによる累計売上げが4億6千円余りとあるのですが、こちらですね、理解が追いついてないところなんですけども、この新規企業人っていうのは町内の方町外の方問わずということなのかとは思ってるんですがこれは外部から新規でこの30事業企業されるような成果を目指すということなのか。この事業継承というところですが、もちろん町内外ということもそうなんです、事業継承を行ったりすると、当然そういった事業が開始されますと雇用でありますとか人材育成というところで、当然、地域の担い手というのは、どんどんどんどん増加していくのが期待される場所であるんですが、どうもこの事業内容だけですとそういった講習であるとか情報発信であるとか研修も確かにあるんですけど、具体的にどのように企業に向けてサポートされるのかっていうことがちょっと見えづらいのでご説明をお願いしたいのと、あと今回この地域再生計画ですが、既存の地域再生計画をこちらでございまして、錦江町MIRAIプロジェクト推進計画というのが恐らくこれ数年前につくられたものだと思うんですが、そういったですね既存のこのまち・ひと・『MIRAI』創生協議会でありますとか、あと先般の取り組まれていらっしゃる特定地域づくり事業協同組合との関連性、つまり今何が違うのかというところと、それぞれ協議会とかこの特定地域づくり事業っていうのは予算額にしてもやはり1,000万か2,000万ぐらいでいろいろ活動されてるんですが、その中で、やはり突出した事業になるというのと、あとこの既存の関連性がどうなるのかというところをお尋ねしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、久保議員、気にされていらっしゃる新規企業と事業継承につきましては、起業を考えている町民や事業拡大等を計画している町内事業者も含めて考えております。これにつきましては、私のマニフェストのほうでも書きましたように、後ほどの説明でも申し上げますが特定地域づくり事業で、担い手をしっかりと確保して、次のステップとして、のれん分けができる組織を整備していくということに基づいたものでございます。本事業では地域内企業との競争を希望する起業家を地域外から募集するローカルベンチャースクールの開校のほかに、町内の産業構造の変化を促進しうる事業や資源を可視化、意味づけした上で、情報発信を行ったり、他の地域の先進事例から学ぶワークショップ等の実施を通して、事業拡大や経営改革を志向する事業者のネットワーク化、事業競争に向けた事業者や役場職員の基盤強化に取り組んでまいるところでございまして。また、ローカルベンチャー協議会は、地域再生計画を共同で実施する事務局</p>

	<p>機能も兼ねておりますので、長年にわたり社会起業家育成や支援などの業務を続けている特定非営利活動法人 ETIC が担っているところでございます。</p> <p>ローカルベンチャー協議会の事業は、地域再生計画やデジタル田園都市国家構想交付金の申請の報告など、内閣府との連絡調整等の事務局業務のほか、地域との競争を望む企業による地域でのフィールドワークの実施など、地域と企業の橋渡し、それから、国、地方公共団体や企業、起業家などを集めて社会起業の可能性を広く社会に発信する業務、それからウェブや SNS などメディアリレーションによる広報や問合せ対応をするなどを行っているところでございます。</p> <p>また、既存の組織との関連についてのご質問でございますが、既に認可をいただいている、特定地域づくり事業協同組合、錦江町 MIRAI サポート協同組合ですけれども、6月から実働を開始いたしました。同組合には町内事業者の雇用の確保を担ってもらおうよう、設立を支援したところでございます。一方、錦江町まち・ひと・『MIRAI』創生協議会は、町総合戦略にありますとおり、地方創生推進本部の執行組織でございます。地方創生推進本部と行政、町内外の関係者と連携して、総合戦略のプロジェクトを実施していく組織でございます。今後は特に土台づくりや新しい絆づくりに力を入れていただきたいと思いますところでございます。</p> <p>なお、これまでご説明いたしましたように、ローカルベンチャー推進事業につきましては、新たに町内に組織をつくるものでなく、総合振興計画の地域資源を活用した産業振興によるまちづくりのひとつの事業として実施するものでございます。以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>今ご説明いただきまして、議論を深めたいところですが、ちょっと時間もありますのでまたこの事業も3か年続けるということで、また引き続きまた詳細に関しては、随時ご質問をさせていただきたいと思えます。</p> <p>3点目土づくり支援センターでございます。土づくり支援センター一年間の処理能力は5千トンというふうに認識してございますが、現在のこの生産実績、販売実績をお示しいただきたいと思えます。</p> <p>また、原料は牛糞でございますが水分調整が難しいと伺っておりますが、どのように行われているのか。また土着菌も混入していらっしゃるということでございますが、こういった土着菌はどこから採取し活用されているのか、ご説明をお願いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。

○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。まず、当初の計画ではこの土づくり支援センターの処理能力は年間 5 千トン、生産能力は年間 2 千トンの計画でございましたが、現状では、処理が年間 2 千トン、生産は約 900 トンを生産しているところでございます。販売額は、昨年度が 509 万円でございます。処理能力が計画を大きく下回っているのは、久保議員ご質問のとおり、水分調整が要因でございまして、現在は、センターに持ち込んでから、おがくずを加え十分に乾燥した原料をませ切り返しを行い、水分調整を行っております。原料を提供する畜産農家には、持込み前に堆肥舎で切り返しを頻繁に行い、十分に水分を抜いていただきたいとお願いをしていますが、堆肥舎の規模の関係もあり、センターに搬入してからの水分調整が必要になっている現状でございます。</p> <p>なお、土着菌につきましては、鹿屋市串良町の柳谷町内会から購入しているところでございます。以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	はい、1 番久保君。
○1 番 久保議員	<p>水分調整の関係でやはり生産量が低下してるというところで認識いたしました。土着菌は串良のものが活用されてるというところでございますが、2 点目でございますが、平成 22 年度からの資料によるともう運用開始されたというふうに認識しておりますが、15、6 年経過いたしましたして設備更新も含めた今後の運用計画というところで、どうなっていらっしゃるのかご説明いただきたいと思っております。</p> <p>また、設置条例を拝見いたしますと、この施設は町営というところであるんですが指定管理者による管理第 4 条でございますけれども、そういった形で指定管理者、民間事業者への施設運用委託も可能となっているような設置の条例でございます。今後です、町営で設備運用を続ける予定なのか、それともこういった自主事業も含めた民間事業者への運営委託の計画があるのか、お尋ねしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。施設や設備も老朽化が進みまして、修繕経費等が増加しているのが実態でございます。耐用年数を大きく超えたものは、更新を進める必要があることから、今後、町の財政計画と調整しながら、計画的な設備更新を進める必要があると考えているところです。また設置条例に規定しておりますとおり、現在は地方自治法に規定する公の施設で</p>

	<p>あり、指定管理も可能でございます。</p> <p>私としましては、設置目的である町内の家畜排せつ物等の適正処理を行い、良質の完熟堆肥を提供することにより、耕種農家の生産能力増進をすることが、継続的かつ安定的に実施することができる団体等がございましたれば、指定管理することもやぶさかではないと考えております。しかしながら、当施設は、施設の性格から指定管理してもなかなか利用料金で賄うことが難しいため、指定管理料が発生しないであろうことからですね、当初計画どおり、処理できたとしても、黒字化は非常に難しいだろうなということを今考えているところです。</p> <p>当施設が、化学肥料の削減、地域資源を活用した堆肥等の活用、環境保全型農業のなど国の緑食料システム戦略に大きく寄与すべき施設でありますことから、指定管理は慎重に判断していくことになると思っております。以上です。</p>
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	<p>答弁いただいたようにやはり耐用年数、設備ごとの更新というところで随時行ってるというところで、おっしゃるように条例に照らし合わせて可能であるけどもやはり運営の性格というかその運用上が黒字化が難しいというのは、答弁いただいたんですけども、もう3番目の質問に行かせていただきますが、先日の議会でも話題に上りましたこの町内外の事業者が土づくり支援センターを活用した実証事業を進めていただきたいというふうにご相談を受けていた経緯がございます。その先駆けとして関係の会社様が本年3月に本町に多額の企業版ふるさと納税もいただいたというところでございまして大変ありがたいところでございます。</p> <p>しかしながらその後、実証事業に関しての設計といいますかその検討がもうなかなか2転3転したというふうな経緯があったようでございまして、この土づくり支援センターが利用できないのかできるのか、一部の区画なのかそれともどうなのか、詳細まだ詳しく伺っていないんですけども、なかなか利用が難しいのではないかというふうな、説明を受けたというふうに伺っております。</p> <p>こういった形でですねどのような経緯があったのかお尋ねしたいということと、あと昨日、先輩議員もご質問なされておりましたが、この当実証事業に向けて本町としてどのように取り組んでいかれるのか。また700万というふうなそこそこの実証事業になると思うんですが、具体的に本町、関係事業者さんはどのようなパートナーシップといいますか、役割分担を含めてさ</p>

	<p>れていくのか、またその成果目標としてどのようなものを見据えてらっしゃるのか。単年度なのか、2年度3年度の事業になるのかお示しいただきたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>はい、久保議員のご質問にお答えします。まず、どういった経緯でですね、どういったご関係で久保議員のほうに、公の施設を活用したいというご相談があったのか私は承知しておりませんが、私には、三共建設株式会社さんから東京の壤結合同会社をご紹介いただいて、同社の資材を活用して生産した堆肥、それから土壌微生物の活性等をしたとそういった資材等の生産をしたいので、生産させてもらえないかというようなご相談があったと認識しております。先ほど申し上げましたとおり、当施設は公の施設である上に、また今後の農業政策の鍵となる堆肥を生産する、注目される施設でございますことから、慎重に判断したいというふうに考えております。</p> <p>そこで、ご提案のあったものにつきましては、従来のものとどのような違いがあるのか、成分的にですね。実際に使用する農家さんの実感はどうかなど、やはり実際のプレーヤーである農家さんの栽培とか、収穫物等のはやはりエビデンスを取得する必要があるであろうというところから、比較栽培実証を共同で研究していきましょうよというところから私どもは動き出した次第でございます。</p> <p>確かに、センターの一部を利用したいというお申出はいただいております。私どももその方向でできないか調整を進めておりましたが、先ほどのご質問でもご回答しましたように、センター内です、水分調整を行うことから、どうしてもストックヤードが不足するというところもございまして、また、2種類の堆肥等を製造、貯蔵するというところについては、スペース的に非常に厳しいということでございましたので、実験用です、堆肥の生産場所としまして、旧鶏糞焼却場をご提供したいというご提案をしたところでございます。</p> <p>共同研究につきましては、昨日、ご承認いただきました第3号補正予算に必要な経費を計上いたしましたけれども、錦江町農林技術協議会に委託して実施することとしております。同協議会は、県JA、町の技術職員が所属しており、検証や栽培農家に対する指導も可能でございます。</p> <p>また、栽培実証には町内の指導農業士にご協力いただく予定にしているところです。指導農業士は、ご存じのとおり高い生産技術を持っていらっしゃいますので、栽培工程にむらなく均一な条件で比較栽培ができると考えております。</p>

	<p>なお、壤結合同会社の親会社2社から、昨年度企業版ふるさと納税をちょうだいしております。非常にありがたく感謝しているところではございますが、ただ企業版ふるさと納税の性質上ですね、金額等については、企業側のご意向もございまして、控えさせていただきたいと思います。</p> <p>また、企業版ふるさと納税をちょうだいしておりますが、この企業版ふるさと納税の性質上、寄附を行うことの代償として経済的な利益を受けることは禁止されておりますので、昨日ご承認いただきました、約700万円の共同研究費の経費につきましての財源は、全て一般財源を充当したところでございます。以上でございます。</p>
○1番 久保議員	はい。
○笹原議長	1番、久保君。
○1番 久保議員	<p>お時間も迫っておりますが、では委託主体としてこの農業技術協議会が主体となるというふうなちょっとご説明だったかと思いますが、ではその中でそれぞれの例えばそういった指導農業士の皆様であるとか、関係者のところで実証を行うというふうな理解を受けたところでございますが、結局この実証の規模としては、では試験圃場に対してどのぐらい面積が存じ上げませんけれども、生産して堆肥も、一連のそういった耕畜連携というひとつ枠組みとしてつくられるのか、またそれを本町として2年後なのか3年後のかまだ存じ上げませんが、どのように実用、実装に向けて取り組まれるのかお尋ねしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久保議員のご質問にお答えします。おっしゃるとおり、まず目的としまして私どもの共同研究の前提は、町としましては国の美土里推進戦略プランに基づく、化製肥料2割軽減を目指していきたいということ。そして、三共建設さんにつきましては、環境に優しい農業を支援していくということ。それから、壤結さんについては、土中微生物活性の技術を持たれている、それを共同研究でやっていきたいということが、3社の目的でございまして、それが、結果として社会貢献の責任を果たしてまいるというところでございます。本共同研究につきましては、最低でもおおむね2年間は必要なというふうに思っています。同一圃場を2分割して、私どもの土づくりセンターの堆肥を使用させていただくものと壤結さんのですね、サンド等を施肥して、散布前、散布後、そして収穫後の3回の土壌分析が必要なのではないかというふうに思っております。</p> <p>そして、最終的には収穫物の栄養調査まで実施できれば、他の産地と差別</p>

	化もできますし、農家のプレーヤーの皆さんが、その効果がしっかりと目に見える化できるのではないかなというふうな考えを持っているところがございます。以上です。
○1 番 久保議員	はい。
○笹原議長	1 番、久保君。
○1 番 久保議員	もうお時間もございませんが、数年実証続けられるということで理解いたしました。これも引き続きですね事業が継続するというところで、また関連して随時質問はさせていただきたいと思うんですが、今年度もう始まるというところで是非ですね、せっかくこういう形で実証が始まるということですから今町長が、おっしゃっていただいたようにですね、この錦江町ならではのそういった競争力のある作物育成が実ることを期待したいと思います。 時間になりましたのでこれにて終わらせていただきます。
	(1 番 久保議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここで、昼食休憩に入ります。午後は 12 時 50 分から開会いたします。よろしく申し上げます。
	<b>休憩 11 : 45</b> <b>再開 12 : 50</b>
○笹原議長	それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、8 番、川越君の発言を許します。8 番、川越君。
	(川越議員 質問者席へ登壇)
○8 番 川越議員	お疲れさまです。通告に従いまして、質問をさせていただきます。 まず最初に、自転車の安全利用について伺いたいと思います。私たちはこれまで自転車の安全利用については、中央交通安全対策会議等が定めた自転車安全利用の 5 つのルールというのに則って施行されてきたわけでございます。 まず 1 点目は、車道が原則で左側を通行しなさいと。2 点目では交差点で信号と一時停止を守って安全確認をしなさい。夜は、ライトを早めに点灯し、4 番目には、飲酒運転は禁止ですと。そして最後にヘルメットを着用するといったようなものでございました。今年の 4 月からヘルメット着用を努力義務として掲げたもので、ヘルメットの重要性について理解を深めていくためと罰則はないものの、死亡事故につながったり、事故による後遺症を軽減するために非常に必要なことであるということから、こういった定めがなされたところでございます。 そこでまず、児童生徒のヘルメットの着用の状況と、交通ルールの充実を図るために、交通安全教室等の実施がなされているのかというようなことを

	教育長にお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。
○笹原議長	教育長。
	(畑中教育長 登壇)
○畑中 教育長	<p>ありがとうございます。川越議員の質問にお答えしたいと思います。議員ご指摘のとおり、自転車乗用中の交通事故により、命に関わるような重大な被害を軽減させるためには、頭部を守ることが大変重要であるということから、令和5年、本年4月1日に改正された道路交通法において、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。鹿児島ではですね、これに先駆けまして、鹿児島県民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例、俗に言います鹿児島自転車条例というのがありますけども、これは平成29年の3月24日に施行されております。そうしまして、その中でですね児童生徒の乗車用のヘルメットの着用義務については、平成29年の10月1日から施行されているところでございます。この条例では、保護者は児童または生徒が、道路において自転車を利用するときは、乗車用ヘルメットを着用させなければならないというふうに保護者の努力義務という形になっておりますので、小中学生のヘルメット着用の義務化が、この時点で依然として生まれているところでございます。これを受けて、町内の各小・中学校におきましては、毎年4月に実施する議員ご指摘がありました交通安全教室において、自転車乗用時の決まりとともに、ヘルメットの着用義務、それから必要性を強く指導してきております。</p> <p>ご質問の本町の児童生徒のヘルメット着用状況についてですが、全小、中学校において自転車を所持している児童生徒の着用率は、ほぼ100%に近いと。ちなみに南大隅高校のほうにも問合せをしてみましたけども、高校生も本町の子どもたち、それから南大隅町の子どもたち、全員自転車については、ヘルメットを着用していますと、非常にうれしいお話をさせていただいたところですよ。</p> <p>なお、交通ルールの充実についてというご質問でしたけれども、交通安全教室、先ほど言いましたとおり4月の時点で、大体警察署や交通安全協会の方を講師にお招きして、具体的な指導を子どもたちにしております。</p> <p>さらに、大型連休ゴールデンウィークですが、それから長期休業前、7月前ですけどもその時点において、それから、普段の教育活動においても、適宜交通ルールの遵守について指導を行うとともに、保護者に対してはPTA活動の中でヘルメットの着用について啓発活動を行っているところでございます。以上です。</p>
	(畑中教育長 降壇)
○8番	はい。

川越議員	
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	本町の小中学校については100%ヘルメットということで安心したところでございます。また、これから夏休みを控えておりますので、学校においても交通安全教室をさらにまた充実さしていかれるだろうと思っておりますが、父兄とともに子どもたちへの啓発というのも大事なことだというふうに捉えておりますが、保護者への対応として、これまでは私たちも事故というときには車を対象として考えてまいりましたけれども、自転車の事故というのも、事故の内容によっては非常に多くの賠償金が発生することがありますが、この辺の保険等の加入というのはどういうふうな仕組みになって、どのようなものを推奨されるのか伺います。
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○畑中 教育長	先ほど議員のほうからご指摘がありましたけど、これまでは5つのポイントでという話をさせていただきましたが、私のほうで先ほどお話ししました鹿児島自転車条例の中でですね、ポイントとして、6ポイント設定したんですが、その1番がですね、ヘルメット着用、中学生以下の子の着用は保護者の義務ということで先ほどお話ししました。2番目がですね、自転車損害賠償保険等への加入ということをして1、2で。そのほかについては省きますけれども、そういう形で非常に指摘のとおり、高額な賠償保険を聞くところによると1億円を超えるというような裁判判例もあるというふうにお聞きしておりますのでそういうことも含めて、保護者のほうにはちゃんと伝えながら、今年はやつを取り寄せましたけども3、4月の時点で保護者にはですね、鹿児島県PTA連合会総合保障制度というのがございます。これは昔よく言われた自転車保険ってやつです。今の時代はですね、これがウェブでのスマホとかパソコンを使っての個人ごとの家庭での申込みになります。従来は、学校のほうで集約してだったんですが、やっぱり個人情報の問題があり、加入の実態が分かるっていうのはあまりよろしくないということで、個人でということですね、学校としてはこれが誰が加入しているかというのを把握することは難しいんですけども、この良さについても十分話をし、中のリーフレット等もよく非常に読みやすい内容ですので、保護者の方にはお願いしておるところでございます。そのほかにもですね、個人賠償責任保険というのに加入されてる方もいれば、それから自動車保険の付帯として、自転車のほうも入ってますよという保護者のご回答もあったようですので、やはり意識としては、自転車ももう今は賠償責任が問われるからという形の啓発は計ら

	えてるもんだと思っております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	今回、ヘルメットの着用が努力義務となったということで、捉えさしていただいたんですが、従来からもやはりそういったものについては、学校なりPTAなりという形の中では、充実しているとは思ったんですけども、今回やはり大きくクローズアップされましたので、その辺については、生徒指導の先生、あるいは教員も含めての研修というのはおかしいんですが、そういった周知方も必要ではないかというふうに考えているんですが、本町はどういうふうにされますか。
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○畑中 教育長	もう先般ですね、生活指導研究会、または校外生活指導連絡協議会っていうのを先週、開いたところで、第1回目を。その席上でも自転車の乗り方については確認し、そして各PTAの方々から今どういう状況ですかというその席上に高校の先生も来ていらっしゃったものですから校長先生も。皆さんの中で、錦江町の高校生は非常にありがたいと。なかなか高校生ってのは被らなくて指導が大変ですが、もう本町の子どもたち、南大隅の子どもたちは非常にもう素直にちゃんと被ってるんですよ、という生徒指導主任のお褒めの言葉もあったぐらいで、中学校の先生方のご協力のおかげですねというふうに非常にこそばゆい思いをしましたが、そういう形で喜びの声もいただきましたので、今後ともまた校外生活指導連絡協議会等または管理職研修会等を含めながら、子どもの命に関わることで、指導または、啓発を広めていきたいと思っております。以上です。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	児童生徒については、小学生はヘルメットを着用した場合には、歩道を走っていいという規則がありますか。その辺ちょっと確認をしたいのですが。
○畑中 教育長	はい。
○笹原議長	教育長。
○畑中 教育長	基本的には歩道は、走らないということになりますけれども、やはり、安全を確認しながらとか、それから車道に出ることが危ないとかいう場合は保

	<p>護者が一緒につきながらというのはあるかと思いますが、やはり自転車の乗り方のルールっていうのは、これは個人によって変えていいものではございませんので、基本的にやはりそういう形かなと思っています。そういう形で、警察のほうも、交通安全教室等で話をされるかと思いますが、以上です。それから、自転車につきましてですね、小学校3年生以上という形に一応、校区内に乗る場合はというふうにしてありますので、幼児が乗ったり、小学生1、2年が乗ってるよという姿もあるかもしれませんが、家庭内の、地域内のという形になるかと思っています。すみません、小学校4年生でした。ごめんなさい。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>先ほども触れましたが、これから私たちが次もう質問ができるのは9月議会ですので、夏休みについて事故がないように指導方をよろしくお願いをしたいと思います。</p> <p>次に、町民へのヘルメット着用の協力方、周知方について町長にお伺いをいたします。本町の取組としては、どのようなことを考えていらっしゃるのか。さっきも触れましたように交通事故に関しては、車というようなものを主体に置いてきまして、今ここで自転車を乗用する場合のヘルメットの努力義務というようなものが大きくクローズアップされたわけですが、1番心配なのは自転車の利用というのは、ほとんどの方が今、車を運転していらして、自転車を利用される方はちょっとそこまで出かけようかなっていうのはその利便性と高齢者の方がほとんど多いのではないかなというふうに感じるところです。そこで今回、本町としては、どのような周知方の手段をとられるのか、お願いします。</p>
○新田町長	はい。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>はい、川越議員のご質問にお答えします。先ほど、教育長が答弁いたしましたとおり改正道路交通法が本年4月1日に施行されたことによりまして、これまで、保護者は13歳未満の子どもにヘルメットを被らせるよう努めなければならないという規定であったものが、自転車を運転する全ての人がヘルメットを被ることに努めなければならないというのはもちろんのこと、同乗する方にもヘルメットを被らせるよう努めなければならないなど、ヘルメットの着用の努力義務が課されたことでもあります。</p> <p>また、これも繰り返しになりますが平成29年10月に施行された鹿児島県</p>

	<p>民のための自転車の安全で適正な利用に関する条例におきましても、自転車の利用者に対してヘルメットの着用が努力義務と規定されているところでございます。</p> <p>自転車による事故で亡くなった方の約6割が頭部に致命傷を負っており、ヘルメットを着用していない場合の致死率は、着用している場合と比較し約2.3倍も高くなるとの統計情報もでございます。川越議員からございましたように、当該制度の改正に関する町民への協力依頼や周知につきましては、錦江警察署では免許更新時の法定講習等でも行っているところでもございますし、また、当町としましても交通安全協会が主催する法令講習、それから広報紙やホームページ、自転車ヘルメット等の着用をですね、頭部を守ることの重要性ということで、周知をしてまいりたいというふうに考えております。</p>
	(新田町長 降壇)
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>4月の春の交通安全週間が始まったときに防災無線で、一度放送はありましたですね。それを何人の方がお聞きになったかよく分かりません。また、町報等についても、どれぐらい読まれているのかなという疑問もあるわけですが、なるべくそういったものを使いながら周知もしていただかなければならないと思っております。</p> <p>そこで、提案でございますが、ただいま町長がおっしゃった手段の中にチラシという方法が入っておりませんが、町報を見ていただく方もほとんどの方ではないわけでありまして、どれくらいの方がお読みになるのか分かりませんが、チラシなら手軽く1枚の紙でございますので、そういった方法も経費はいりますけれども、考えていただければいいのかなと思っております。それと、サロンとか長寿会への例えば講話を頼まれた講師の方に、極力そういったヘルメットの着用の部分も宣伝をしていただくというような方法もございますが、いかがでしょうか。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>まずいろんな多用途の媒体を通じて周知していくということは大事なことだというふうに思っております。6月号でしたけれども、昨日発行されましたが、その中にも自転車のヘルメット着用をお願いをしたところでございます。ただおっしゃるようにそれが、全ての方々がというわけにはなかなかいきません。目につくところ目につくところで、いろんな機会を通じて周知</p>

	<p>をしていくことっていうのは非常に大切なことかと思しますので、今後、まだサロンでしたりとか、長寿会でしたりとか、そういったところでいろんな会議がある際にですね、まずは体操をする前に、こういったことも考えてねというようなお話をするとかですね、事あるごとにですね、ヘルメット着用についてのお願い等をやはりしていく必要はあろうかなというふうに思っておるところでございます。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>罰則を伴わないということでございますので、強制もできませんし、努力義務ですから、目を三角にして云々ということもできないわけですができるだけ、事故防止のためにあるいは後遺症がひどくならないようにそういった形の中で、予防としての啓発をお願いをしたいと思います。</p> <p>それでは次に、環境整備についてお聞きをいたします。老朽化した家屋については、町はこれまで撤去費用の30%上限、30万を3年間、それからそのあと確か15%、15万の補助事業も実施をしてこられましたし、敷地内にある老朽化した小屋等についても、この補助金が適用されるようになりましたというような事業もしていただきました。それから、所有者の不明の空き家に対しても、自治会の活動モデル事業として、何件かやっていたいて今年も田代の表木自治会が自治会を中心にして、そういった空き家を撤去し、10年間にわたってそこは自治会がいろんなことを活用したり、管理をしていくよというような事業ももちろんしていただいたところです。</p> <p>しかしながら、そういった中でも非常に危険な家屋があったり、台風のたびごとにいろんな苦情が出るような家屋がなぜ絶えていかないかということなんですが、もともとは、これ個人の財産でございますので、私たち議員が、町がどうということではございませんが、撤去するにしても30%の補助金があったにしても、本人が負担する額が非常に大きいというようなこともひとつの原因であろうかと思うんです。それを50%にしないかということでありませんが、それが原因で進まないということもあるだろうと。もう1つは、親が残した財産であるにもかかわらず子どもが、その財産の管理ができないと。だからどこにも連絡しようもないというようなその対象者がなかなか難しいというようなことでもあろうかと思えます。</p> <p>そのようなことから、毎年同じ方が同じ苦情を私のところにも言ってみえます。それはなかなか、解決にはいかないところでありますが、畢竟、住民が頼りにするのは、行政だと最終的には。行政であろうというふうに考えております。そこで、最終的には行政の力を借りなければ、ほかに手段がない</p>

	<p>というふうに町民は考えているのですが、町の対応というのは、これまでしていただいた部分以上に、何か対応していただけるようなものがあるでしょうか。これは、危険家屋だけではなくてその敷地の中に生えている雑草や樹木といったものも兼ねて回答をお願いしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>川越議員のご質問にお答えします。まず、老朽化した空き家、それから管理者不在による空き地の雑草等に関する苦情、相談は年々増加傾向にあります。昨年度は20件、本年度は既に7件寄せられているところです。担当課におきましては、住民からの苦情相談がありますと、まずは現地に出向いた上で状況の確認を行い、適切な管理が必要であると判断した場合は、固定資産税の課税台帳や戸籍等から、所有者や相続人等を特定し、空き家等の適正管理の通知を送付し、所有者の方に適切な対応をお願いしているところでございます。なお通知には、現況写真等も添付することとしておりまして、老朽空き家であれば、空き家の解体撤去補助金制度の申請方法を記載したチラシを同封するなり、また空き地であればシルバー人材センターの連絡先を記載しているところでございます。これらの作業につきましては、空家特別措置法の第3条において、所有者、または管理者の責務として、周辺の生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めることとされていますことから、所有者または、管理者に頼らざるを得ない状況となっており、適正管理の通知を送付した方の中には、空き家解体撤去事業補助金の活用により、空き家解体撤去をしていただいた方や敷地内の繁茂した草木を伐採していただいている方々もいらっしゃるところであります。</p> <p>以上のようにあくまでも議員もおっしゃったように、個人の財産でありますことから、相談のあった物件についてはこれまで同様、現地を確認し、所有者等の方々に状況をお伝えしながら、適切な管理に努めていただくよう、引き続き粘り強くお願いを行ってまいりたいと思っております。以上です。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。

<p>○8番 川越議員</p>	<p>今、シルバー人材センターとかあるいは、固定資産の台帳から住所を導き出してそこに連絡をすとかっていうことができる人は非常にいいのですが、なかなかその言うと、もうどうも手が付けられないというところもあります。そういったときには、どこに助けを求めればいいのかというような、相談を受けるわけですが、その方々もさっき触れましたように、やはり同じ方が毎年、相談を受けているわけです。そうしたときに、他人の財産ではあるんですけども、法的に何かその処置ができるというようなことはないのでしょうか。例えば、その家屋については私もよく存じませんので、もちろんそちらのお知恵を借りるよりほかにありませんが、ただその木の枝等については、4月以降ちょっと民法の改正も行われて、ちょっと3つぐらいの条件を満たせば勝手に切っていいということではないけれども、処分ができるというように聞いておりますが、その辺の指導というのはどこがされるんですか。</p>
<p>○新田町長</p>	<p>議長。</p>
<p>○笹原議長</p>	<p>新田町長。</p>
<p>○新田町長</p>	<p>民法の改正等の事実については、私が知り得ている情報が足りないかもしれませんが、民法の233条によりまして、隣地の木の枝が境界線を超えるときには、その所有者に枝を切除させることができる。これはその所有者にしなさいと言うような民法の規定なんですね。私どもも考えているのは、例えばその所有者がなかなか連絡つかない。所有者が連絡しても動いてくれない。そうした場合、私たちどうすればいいのかってところのご相談かというふうに思ってます。現状としましてはですね、あくまでも民法の改正があったとしても、その所有権を侵害することは、まだ現段階では不可能かなというふうに思っています。ただ、今度大きく変わった中で、相続土地国庫帰属制度っていうのがございます。いろんな条件があるんですけども、更地であるとか、担保に入っていないとか、境界線が明確にされているとか、土壌汚染、埋設物がないとか、こういった条件を満たせばですね、国のほうにこれを何とか相談できませんかという相談の制度がございまして国庫のほうで、それが1年から2年かかるとは言われておりますが、それを帰属させるという制度はある制度がスタートしているようです。ただし、そういったことについても、あくまでも相続人がそれを申出ただけなければいけないということがございまして、第三者である周辺の方々が、それをとすることはなかなか現状では難しいと思います。したがって、相続関係人の方にですね、何とか連絡取れて、例えば自治会として、何とかしていただませんかという声でもあればですね、それは、自治会活動の中で、そこをお願いするというのもあったりするのかなというふうには思っております。し</p>

	たがいましてそこを超えた中で第三者での対応というのは現状では非常に困難な状況かなというふうに思っているところです。
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	先ほど、ちょっと触れましたけれども毎年同じ場所の同じ人が被害を被っていますが、というようなこれにどうにか対応はできないかということなんですが、シルバーさんとか町を仲介として、例えば向こう5年間については同じ作業をずっと続けていっていいですよってというような契約はとれないものでしょうか。所有者がはっきりしてればですね。毎年同じことを繰り返して言うともう相手も嫌気がさして電話にも出られないというような状況も聞いておりますが、それよりもちょっと、例えば草木が繁茂した場合の対応については、実際は所有者がちゃんとしなくちゃいけないですよ。財産を持つてる所有者の方がですね。その方にちょっとおかしいんですが、どこか仲介をしていただけるような機関があれば、そこが向こう5年間については同じ事案について続けて作業ができるというようなそういった言えばシステムというのは、どうでしょうか。できないものではないかな。そうすると毎年同じような言えば、騒動が起こってこないということなんですけど。
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	<p>今、政策のほうに問合せ、相談が来る案件というのは、同じ方が多いというのも私も承知しております。ただ新たに向こう5年間とか10年間とかってというようなことになると、制度をですね、つくっていく必要があるかなと思いますし、当然、第一義的な民法上の所有者は誰なのかというところからの意思表示がないことには、あくまでもそこを飛び越えて行政が強制執行をするというようなことはですね、なかなか非常に難しゅうございます。</p> <p>例えばの話ですけども、先ほど申し上げたように相続土地の国庫帰属制度等をですね、もっと周知して行って、まずは相談してくださいと。そうすると法務局のほうから申請書が届けられた際に、私どものほうにも情報が共有されるというようなこととございますので、抜本的にはそういった解決方法で求めていかなければ、じゃあそれを仮に一時的に自治会がやってあげましょうとしても、自治会もそれをずっとやるためには費用がかかりますよと。そうすると、今、自治会運営交付金をお出ししてはいますがそれだけではなかなか費用的にも賄えないねっていう話も出てきますので、現行の制度上</p>

	<p>としては、まずは、私どものほうから適正管理の周知をし、そして連絡が取れた場合はこういった新たな相続土地国庫帰属制度あたりもですね、周知していくことによってもう、次の代に私はこの土地を引継ぎたくないというような方も結構多うございますんで、そういった方たちは、まずはそういった既存の制度の中でですね、申出をされていただければなと思っておりますこれが、4月の27日からスタートした制度でございますんで、是非、こういった活用はしていただきたいなと思っております。</p> <p>ちなみに鹿児島地方法務局でもですね5月の19日までに相談が136件寄せられたそうです。県内各地ですね、管轄区域ですので、こういった情報もですね、政策のほうとしてはもう資料も準備ができておりますので、今後の空き地等の苦情相談があった場合は適正通知の中にこういった情報も含めて、まずは情報を周知していくと。あとはもうどうしようもなくなった場合は、例えば自治会の方々と空き家解体をした事業がうち独自の事業がございますけれども、そういった組立てをもう少し時間かけてしていかないとけないというふうに思っております。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>もしですね。例えばもう所有者が私はもうこの土地はいりませんと。ですからもう町に寄附をしましょうということにですね、近い将来そうなるんだと思うんですよ。管理もできない、管理をする金もない、側からは言われる。そういう中で私も年をとっていきますので、こういう財産はもう要りませんと言ったときに、町に寄附をしたいとしたときに、町の規定というのは、どういうふうになっているのか、それを判定をされる方はどういう方たちがいらっしゃるのか、もしあればお願いします。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>現段階ではですね寄附申出というのも出ております。何とか引き取ってくれんかというお話が出ておりますが、ただ、これもそれが活用できるものであればですね、それなりの対応をやりたいというふうに思いますし、今新たにというか、非常に老朽空き家については中心市街地の都市計画区域の用途が設定されている区域内の老朽空き家については、寄附申出の事業もスタートしているところですので、そういったところの活用のあるところでしたら、何とか次のステップに進めるのかなと思っておりますが、町内広うございまして、なんでもかんでも、どこでもかしこでもというような申出をされましてもですね、なかなか難しいのが現実です。既存の制度というのはござい</p>

	<p>ませんので、お申出があったときにいろんな状況を考えながら、これが今後活用できるものなのか、そういったのは判断をしていかないといけないということにはなろうと思いますが、積極的に寄附を受け入れるという町政では今ないところです。</p> <p>したがって、先ほど申しあげましたように4月27日からスタートしました相続土地国庫帰属制度、こういったものをまずはご利用いただいて、そういった制度が、国としても、全国各地でこういった問題が出てるっていうのはあって民法上の改正をされたことですから、そういったのをまずは活用していただくことが先決かなというふうに思っております。以上です。</p>
○8番 川越議員	はい。
○笹原議長	8番、川越君。
○8番 川越議員	<p>これから台風の時期を迎えてですね、危険家屋については瓦が飛ぶとかいろんな苦情もあるわけです。また、敷地に隣の枝が非常に入ってきてですねそれも言えば、所有者がはっきりしないと切れないとか、そういった苦情もあるわけです。町民の苦情についてはですね、大なり小なりあるわけですが、やはりその畢竟、窓口になるのは行政であるだろうと、私はこういうふうに思っております。いろんな形で、その方法もあるかもしれませんが、その辺は懇切丁寧にですね、ご指導いただきまして、どうかかけがのないような形でお願いをしたいと思っております。ありがとうございました。</p>
○笹原議長	ここでしばらく休憩をします。1時30分から開始します。
	<b>休憩 13:22</b> <b>再開 13:30</b>
○笹原議長	それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、10番、水口君の発言を許します。10番、水口君。
	(10番 水口議員 質問者席へ登壇)
○10番 水口議員	<p>大変な雨の中になりましたけれども、災害が起きなければよろしいんですが、先ほどもちょっと、最近、議会の通告はしておりませんが、もう、城ヶ崎の信号のあそこらもう3件、この前5月から続けて、事故があるようですので総務課のほうも事故には気をつけるように告知していただければと思います。</p> <p>それでは、通告に従いまして質問してまいりたいと思います。この前ですね、町の有線放送のほうで、産業建設課でしたかね。成牛の結果の報告がございました。だからそのときにちょっと値下がりをしたと。3万円程度というような話でしたので、普段、我々大根占は聞いておりませんので、そういった値段とかそういうのはなかったんですね。報告が。だから、今回畜産</p>

	<p>農家の方は大変だなど。前から聞いてたんです。燃料上がった、飼料が上がった、いろんな関係でですね大変だ、大変だという声を聞いてたもんですから今回質問させていただきます。</p> <p>そういった関係で、発表があったわけですが、私どもが考えたときに、飼料米と畜産農家が契約して、飼料米を牛の生産の方々とコラボを組んでやって、一応反当 8 万ですか。それを耕作者に補助すると。そして、畜産農家は、それを持って帰って飼料としてやっていくというような錦江町のそれはもう、全国でもあると思うんですが、そういった対応ができています。それから、この飼料米の植付けの面積とかね。そういうのはどうでしょうか、今。</p> <p>それから、ワラがですね、この前、宿利原に上がるところに大きな大型車がイまして、その中に普段見ないワラの角ばったやつがですね、大変大型車に積んでございました。やはりそういう買入れがあるのかなあというふうに思いましたので、そういった感じの経費削減とかですね、いろんな方面でどう努力されているのか、それをお聞きいたします。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。まず、冒頭おっしゃられた飼料米の面積についてですけれども、令和 5 年度の契約状況で申し上げますと、7,744 アールでございます。年々 W C S の契約状況については、増加傾向にあるというところでございます。それと、子牛の価格については、昨年より値下がりを続けておまして、月によっては、取引価格にばらつきがございますが、5 月せりの状況は、メス・去勢を合わせた取引価格の平均で、前月に比べまして、約 4 万 8 千円の値下がり、昨年と今年の平均を比較しましても、約 5 万円の値下がりとなっております。</p> <p>ご質問にありますように、経費も濃厚飼料を中心に価格が上昇しており、肉用牛経営は厳しい状況にあると認識しております。このような中、餌となる飼料の調達経費や方法は、経費節減の観点から非常に重要であり、農家の方々も飼料の自給に努めておられます。飼料用稲わら、一般的に W C S と申しますが、町内での契約・植え付けについては、先ほど申し上げたように年々増加しておまして、今年度は、W C S が水田活用の直接支払い交付金の戦略作物に位置づけられた平成 29 年度と比較しますと、ほぼ倍増の 77 ヘクタールとなっております。</p> <p>また、価格を少しでも安く抑えるよう、租飼料の共同購入も若手農家を中心に進んでいるところです。町としましても、租飼料の自給率を高めるために、国の事業を活用して、租飼料の作付けや収穫用の機械導入を進めてまい</p>

	<p>りました。また昨年は、コロナ対応地方創生臨時交付金を活用して、母牛経費への支援を行ったところでございます。なお、今年度はさらに町内での飼料自給率向上のための試験として、栄養価の高い青刈りトウモロコシの栽培と給餌の実証実験、牛が好んで摂取するという新品種のソルガムの栽培、給餌の実証実験に取り組んでおられます。農家の皆様へ経費節減につながる調達方法の情報提供や町内での飼料自給率の向上の取組も一層、今後とも引き続き進めてまいりたいと考えているところです。以上です。</p>
	(新田町長 降壇)
○10番 水口議員	はい、10番
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	<p>先ほどマスクをしておりましたけれども、執行部はマスクをするということで、我々は本人のあれでいいということでしたので、今日はマスクをして一般質問を本人に任せるということでしたから、しましたけれども、コロナの影響やらです値下がり、いろいろ収まったということで、この牛の価格が下がった1番問題は、やはり今ウクライナからロシア、戦争のために飼料が届かないとか、非常に厳しい時代だとは聞いております。そういった意味で、本町としてもWCSの問題でいろいろと取り組んでおられて、耕作面積も大変だと。一応、耕作者が生産はするけど、畜産農家の方々がそれをいただいて、食べさすという仕組みになっているということでした。この前も畜産の小屋の補助も出ているようでしたけれども、今、若手の方が非常に畜産には闘志を向けられてるというふうに聞きますんで、ひとつ本町もですね、そういった経費節減なり、もう原油代はしょうがないですけれども、いろんな飼料とかワラの手伝いをしてほしいというふうに思います。</p> <p>それから私がいつも思うんですが、今、テレビ等で見ていますと、松坂牛やA5のや、いろんな感じで高級な焼肉を食べていらっしゃるようでございます。そういった意味で、錦江町にですね1つ錦江ブランド、昔言ってました佐多牛とかそういった松坂牛とかそういうのができるような感じで、できないもんかというふうに思いますが、そういうまだ今までそういった話は、なかったですかね。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	水口議員のご質問にお答えします。品種の良い子牛の生産のためには、繁殖農家の技術はもとより、血統が重視されることから、現在鹿児島牛に対する高い評価は、県、市町村JA経済連など関係団体が連携して、長年にわた

	<p>って研究を続けてきたことが実を結んだ結果だと承知しております。</p> <p>ブランド化につきましては、他産地との差別化のため能力のある種雄牛の改良や生産技術の確立など、長い年月と膨大な試験研究費が必要となり、単独の自治体でブランドを確立することは困難であろうと考えます。本町ではこれまで、優良牛保留対策事業などで優良牛の確保に努めてまいりました。また、県では次回の全国和牛能力共進会に向けて、すぐれた種雄牛の確保に向けた支援制度を講じているところでございます。</p> <p>したがいまして、引き続き種雄牛や母牛の確保、導入生産技術の経費節減のために、新技術の導入など関係団体と連携して進めていくことで、生産農家の経営安定を支援してまいりたいと考えております。以上です。</p>
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口君。
○10番 水口議員	<p>本町だけでの問題じゃなくて農協とかいろんな経済連、いろんな連携があると思うんです。そういった中で、ひとつ錦江町の特有のあるような、生産の仕方、例えばですね、これは養殖で魚のほうにちょっとあって、自分たちのところのお茶を入れたりとか、そういうのがありますから、できたらそういうのができるんだったらこれはもうここしかないような作物をですね、腹いっぱい食べさせて、お尻の形を良くするとか、霜降りをつけるとか、ビールを飲ませるとか、松坂牛なんかたまにはビールも飲ませると聞きますから、魔王でも飲ませてですね、牛の肉を良くするというような試しのでも、1つ足がかりをつくってほしいというふうに思っております。</p> <p>それから、2番目に入りますが、今度はお茶もですね、皆さんもこの町の基幹産業は農業であるということで、意識はされていると思うんですが、今、農家の方々は本当にもう笑い顔を出してくれません。先ほども、同僚議員のほうからも出ましたけれども、もう、1番茶が勝負であって、もう本当に2千円を切ったらもう生活が大変だと。それをするためには反別を減らして、価値あるお茶にしたらどうかというような意見もございますけれども、本町においては、今、生産者の方も多くいらっしゃいます。ですから、私の質問としてはですね、個々の生産ではなくして、薩摩半島の方々は知覧茶、颯娃茶一緒になって1つのブランドをつくっておられます。あとは売り方だろうと思うんですよ。作るのも大変でしょうけれども、ですから、錦江町では田代ともう大根占と同じ、ちょっとこれはもう高度差がありますから、早出し遅出し、いろいろあると思うんですがそれは難しい話ですが、ひとつなんとかあっちの畑はもう、大体同じような条件で作っていらっしゃるから同じお茶でできると思うんですが、こっちはちょっと厳しいんじゃないかというふ</p>

	うに思います。だけど、そういう入れ物だけでもですね、何々茶、何々茶、新茶やどうこうじゃなくして、錦江町の名前を1つ付けて販売する考えはありませんか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。まず、議員がご指摘されたように、お茶の取引価格というのが非常に今低迷しております。昨日の小吉議員のご質問にあったのも事実でございます。昨年、若干上向いたものですね、今年の1番茶の実績を見ますと平均価格で15.1%下がっております。お茶のブランドに関するご質問ではございますが、水口議員もおっしゃったように薩摩半島の南九州市でこれまで知覧茶、颯娃茶、川辺茶というものをですね、それぞれあったものが29年度から知覧茶として統一銘柄で出荷を開始した事例をお示しになられたことかと思えます。ブランド化、統一銘柄化につきましては、栽培でしたりとか製造方法を統一しなければなりません。県内では、様々なお茶の種類がございまして、大隅半島にも主なものでも浅蒸し茶ですね、それから深蒸し茶、玉緑茶などがあり、本町でも大根占地区は、大根占茶として深蒸し茶、田代地区は、田代茶として浅蒸し茶として取引をされております。また、土壌や気候の違いからも品質の均一化は、町内でも難しいものと思われまます。</p> <p>なお、紅茶等につきましてはですね、一部で販売はされておりますが、県茶市場等でも取引があるようですけれども取引価格も低調で、高値での販売は望めないような状況でございます。</p> <p>それから、以前から申されているように、抹茶というようなお話もございましたが、抹茶の加工施設となりますとですね、碾茶工場が必要になってきますので、多額の投資が必要な状況から現段階で、生産者にですねそういったものをお勧めするような状況ではないかというふうに思っております。</p> <p>それと、独自のブランド化につきましての見解ですが、これまで同様、県茶市場を通じた取引が中心になりつつもですね、新たな販路を模索できないものか。引き続き情報収集をしつつ、生産者の方々と情報交換もしてまいりたいというふうに考えております。以上です。</p>
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口委員。
○10番 水口議員	今、回答がございました通り今、このリーフ茶、こうしてお茶を入れるのに対する日本人の考え方が変わったのかなど。ペットボトル化になって、非常に今、テレビなんかでおいしいお茶の飲み方とって温度から何からいろ

いろテレビであるんですが、なかなかそれに若い方々がついて来られないと。そして、今、錦江町の教育委員会のほうも子どもさんに一応配布されております。袋入りでなんですが、私なんかもそれを入れて、飲むんですがこれはもう多分、町水の場合よりもちょっと自然の水のほうがやっぱり、また水にもよって、お茶が違うというようなのがこのお茶でございます。そして、それにまたここあたりの1番茶をちょっと加えれば、またおいしいというような感じでございます。ぜひ、今も続けていらっしゃいますけれども是非この生産を消費をまた、子どもたちに各家庭に配るっていうのも、まだ続けてほしいと要望いたしております。

それから、お茶というと、これも本当、先ほど出ました紅茶、それから日本茶、これを外国に売りに行ったらね、大変なことですよ。飲みませんよ。我々は、どっちかって今、コーヒーを飲む若い人なんかが多い。逆に。ですから、そこらは錦江町にみえたら、ぜひ、こういう感じで新緑でいいですよと、水もいいし、なかなか味も深いですよというような感じでやって、うそも方便じゃないですけども、お茶を楽しんでいただく場所を見つけていただいですね、錦江町にも昔は各担当課に住民が来られたら、リーフ茶でお茶を入れて、はいどうぞって感じでやっておられたと聞きます。今は、我々もペットボトルです。議会もそれと今、下の入り口のほうに給湯器があつてそれに押したら、出てくるサービスも非常にあれはちょっと濃いですけどもあります。そういった意味で、錦江町といったらお茶、それが一応もう主流だというような感じではすね、面積が多いはずですから、農業がただお茶と畜産とじゃなくていろんなブランドを持っているジャガイモ、それから、絹ぎやインゲン、いろんなピーマン、それから、ミニトマトもいろんなのがあるわけですが今回は、そういった農業を全体的には何ですか良い方は非常にいいんですよ。そういった意味で畜産農家やお茶農家、こういった人なんかは、今、いろんな意味で影響ある方々ですので、それを何とか支援していただきたいというふうに思っております。お茶はこれぐらいでいいんですが、今度はたばこの方、もう2人になったと。たばこ農家の方も減ったと。今、この前もちょっと聞いたんですけども、今、就農場所が都城から熊本ですか。収納場所が。皆さんもご存じのとおり、行政からも応援に行ったり、支援をされていたんですけども、また遠くなったということでもちょっと大変だろうと思いますが、そういうところに行つてすね、こう言つてはなんですけどもう一声とか、もう検査をAB本葉どうこうというような形で、できないもんか、行つてらっしゃるのか、そこらをちょっとお尋ねいたします。

○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。議員もご存じのように、たばこ耕作者は、平成以降3回にわたるJ Tの廃作奨励施策によりまして、平成 20 年に 72 戸であった耕作農家が現在では、2戸に減少しております。収納場所につきましても、平成 18 年までは、曾於市大隅町岩川で行われておりましたが、翌年から、宮崎県都城市に移り、昨年からは熊本県合志市のJ T西日本原料本部で行われているところです。</p> <p>たばこの収納の状況も、以前と大きく変わっておりまして、昨年の収納は生産者のみ立入りが許可されたそうです。本年の収納の方法については、8月に行われる予定の関係者の会議で決定されるとのことですが、また、そういった新たな情報が入りましたら、議会事務局等を通じてですね、議員の皆様にもお知らせはしたいと考えております。以上です。</p>
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	<p>たばこの場合には、もう今、全国的にもう喫煙をしないような感じで大変、やめられた方がいて、生産影響も多いと思うんですね。だけど、あとは品質、それから値段、生活面で良いのか悪いのか、そこは、もう個人の判断で今度は、生産農家の方は、やめる場合の休耕の手当も出ましたから多分やめられた方がいたんだろうというふうに思いますが、今度は、何を植えるのかという声も出ています。それは、カライモに転換をしたり大根に転換をしたりいろんな転換もあるだろうけど、そういった方々は、機械も持っていらっしゃるんで、多分農業はやめられないというふうに思いますんで、いい知恵がございましたら皆さんと話し合ってくださいね、あとの農業を検討していただきたいというふうに思います。農業につきましては、価格低迷というようなもうあんまり錦江町にとっては、あまりいい話ではございませんけれども、厳しいながらも生産量を上げていただいて、とにかく基幹産業である農業を頑張ってもらいたいというふうに思っております。</p> <p>それから次の質問でございますが、町木クスノキ、町花ヤマフジについてちょっとお聞きいたします。もう長い間、街路樹としてクスノキが植種されております。このクスノキがですね、もう皆さんもご存じなんですけど、根占の大楠、それから旗山神社の楠、もう幹回りが何mもなるような、これはもう大木になる木でございます。それを平成 17 年の合併のときに、一応、錦江町の町木として、クスノキ、町花としてヤマフジ、これが指定されたわけです。そういった意味で、それ以前に植えてあったんです。これは。クスノキが。もう 40 年以上になるんじゃないでしょうかね。そうしたときに、この言うたら昔の町道じゃなくて、バイパスとは言いませぬけど、できて、こ</p>

	<p>こが 269 という名前になって、今、ちょうど港の信号から、その警察の手前まで植栽されております。そういった意味でですね、この前これが2月ぐらいただったですかね。これは落葉樹なんですよ。葉が散ります。風が強い西の風が当たります。葉が落ちたときにですね、もう歩道に敷き詰まるような葉っぱです。ですからそういうときに、高齢者の方々が2人出て、ほうきと塵箱を持って一生懸命されているところを一遍見てみました。そういった方々からもうこの葉は、どうにかならないのか。それでこれをどうするのかと聞けば、もう裏へ持って行って堆肥にするか、町のビニール袋に入れて出すと言われました。ですから、この問題をどうしよう、これは県だと思っただすよね。植えたのは。我々は、それをどうこうとは言えないと思っただすが、やっぱり、住民としてやっぱりそういうのは言いたくなるというのがクスノキでございますんで、そこらを県やら要望されたことが、今までありましたか。それを聞きます。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。街路樹の管理につきましては、議員が今申されましたように、国道の管理者である県大隅地域振興局建設部で行っていただいているところでございます。これまでも、町としましては街路樹のクスノキの落葉については、私どものほうへも苦情が寄せられております。そういうことを含めましてですね、新芽が出始める4月から5月の1か月前に県に状況写真等をあわせてですね、要望書を提出するなど落ち葉の処理の要望を行ってきておりますし、今後も引き続き要望をいろんな会議の中でですね、土木事業連絡会とかございますので、そういった中でも、要望も行っていきたいと思っております。もう、議員のところもそうですけれども、私のところにもですね、何とかしてくれというようなお話は再三来ておりますので、引き続きこれは管理者へのですね、要請活動を強化していきたいというふうに考えております。以上です。</p>
○10番 水口議員	はい。
○笹原議長	10番、水口委員。
○10番 水口議員	<p>届いているところもあると思うんですよ。今、言うたらなんですけども、同じような高さ、同じような樹木じゃないんですよ。ところによっては、伐採をされて、背の小さい感じでされております。1番私は、大型車が通ったときに、後を通ったとき保冷車の高いの、それからユンボが積んだ高いのは枝をみんなやります。落ちます。そういった意味で、なるべくいってほしいんですが、伐採できないのかと言うのは次の今と変わらないんですが、この</p>

クスノキ自体が、小さくなるだけに木の根っこはすごいんですね。もう、どんどん太くなってきます。

そうしたら、もう3番目なんですけど、縁石、もう歩道と道路との、もう倒れてきております。こういうのを見たときに、果たしてこれをこのままにするのだろうかと思って、やはりこういうのもやっぱりどう対応するのかやっぱり町長のほうも言ってほしいというふうに枝もなんですけど、そういった幹に対する道路への大きさの状況は、あまりにもこれをほったらかししてるとですね、私はちょっと大変なことになるんじゃないかというふうに思っております。そういうこともあります。ですから、そういうふうに縁石が倒れないように、お願いをしてほしいというのが本音でございます。今、クスノキだけ言いましたけれども、このクスノキも何か匂いがして虫よけにできるようなあれもありますから、そういった意味で幅広く、県とも話をしてほしいと思います。

それから、4番目にですね私は鹿屋市の市役所に行ったことがございます。あそこの通りに大体1mぐらいでしたかね、切ってあるんです。多分、クスノキです。ですから、同僚議員が前も質問したとおり、店舗から道路に出るとき見晴らしが非常に見にくいところもございまして、もうひとつ今日は、こういう話を町の皆さんにするあれじゃないですけども要望として町民から出ましたということぐらいは、伐採じゃないですけども、もう根元も大きくならん以上は、ちょうど1m50ぐらい切ってございました。そういうことで、このクスノキに対しては十分な対応を早めに聞いてください。それから、ヤマフジの話、町花の話は次のページに書いてございまして、皆さん、ヤマフジをこの前議会の広報紙の表紙に掲げてありました。あれは、花瀬公園の藤棚の全体を撮ったんですが、藤の花もちょっとこうしてやったほうがいいのかというような話があって、花の一輪を大きくしたわけです。これは田代町の田代の方が、ヤマフジは知っておられると思うんです。テレビなんかです、このヤマフジと普通の藤とどう違うのかというたら、下がり方が違うんです。ライトアップをして霧島の向こうのほうにあるんですね。そういった藤棚が。ところが、本町のここの藤棚はですね、咲いたことが、課長、ありますか。議員の皆さんどうでしょうか。私は、町の花だから、町長、県の花は何ですか。県花。この喧嘩じゃなくて、県の花。ミヤマキリシマ。ツツジのあの。そういった感じでいろいろどこもあるんですけど、東串良なんか祭りをしてるがね。ですから、今ヤマフジをするんだしたら、錦江町の横の本庁のヤマフジを垂らけてですね、ライトアップするぐらいの良い育て方はできないですか。これは町長にも聞きたいですけど、総務課長もどう考えているか、そこをお2人とも聞かしてください。

○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず本町の横の藤棚の花の件です。平成 20 年当時本庁舎北側に植栽しました藤棚につきましては、毎年 5 月と 7 月下旬に職員の剪定作業を行い、樹形を整えているところでございますが、議員ご指摘のとおり、毎年咲く花が少ない状況でございます。ただ、咲いていないわけではないです。私も、花は確認はしております。ただ、盛りが少ないということについてはですね、例えば支所の藤棚からすると、全く少ないというのは認識しております。花が咲かない要因としましては、花芽が付き始める時期に私どものほうが剪定を行っていたこととか、それから、肥料が不足していたことも考えられますことから、今年の作業についてはですね、その点に注意して管理作業を行ってまいりたいと考えております。以上です。</p>
○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	<p>藤の花と言ったら物すごくきれいな感じが、イメージがあつてヤマフジと言ったらなおのことですから、町花としては非常にもう最適じゃないかと、錦江町においてはそういうふうに思います。それから花もですね、今度は、これ下場まで伸びていますから、棚に植えて、伸びているから、ここらにも気象的には合うと思うんですよ。それと我々は、梶原園芸さんとかいろんな園芸屋さんに行けばこの藤の苗木があるんですが、もうちょっとこれを普及する、これは町の花なので何か植えてもらえんのですかというような話はどうですか。町花として今、苗を何とかしようかという話はどうですかね。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>水口議員のご質問にお答えします。藤の木は桜の散った初夏に淡い紫や白色の花を咲かせるとともに、心地よい香りを漂わせるなど、とても美しい植物であることは認識しております。特に田代支所のところでありまして、でんしろう館のあたりですとか、田代に非常に美しい藤棚があることも私も確認をしております。</p> <p>しかしながら、マメ科の落葉性の蔓植物でございますので、この特性上ですね非常に繁殖力が強く、根や蔓が広範囲に広がることなどから、管理が非常に大変なことが想定されます。一般家庭の庭にですね、植栽する植物としては少々不向きではないかなというようなことも考えておりまして、今回議員からご提案いただきましたが、藤の苗木の配布というところは現段階では考えていないところでございます。以上です。</p>

○10 番 水口議員	はい。
○笹原議長	10 番、水口君。
○10 番 水口議員	理由は理由であれ、町の花ですから、そういった意味では、例えば今綺麗ですよというようなPRをしてですね、花見じゃないけど、桜はもうどこでも今植えてあったりしますけれども今、我々が車の上から藤を見れるといったたら、皆倉に高いところに誰も入ってない家があるんですよ。空き家が。その棚が咲きます。普段見えるところは。そうですので、一応それはもう見えるところを言っただけでございますが、とにかく、私どもは錦江町といったら入ってきたら、今日は雨が強いもんだからもう真っ黒してます。街路樹の関係でね。大きな関係で暗い感じがします。そういった意味でも、ある程度高さを切っていただいて、今、切つてあるところもあるんですが、ばらばらなんで、こっちがちょっと何本こっちが何本。そしたらこの前住民の方々から、文句を言ったところの場所を切られるのかと聞きました。いやいや、それはいいですけども、これは町の木じゃなくて、これは県が管理してるんですよとあってありますんで、そこらは今日、いろいろと質問しましたけれども、何とか努力をしてください。もう県の要望を我々がどれだけ言ってもどうこうっておっしゃったときに書かしたらいいんですよ。要望書を。そして、もう私は特に城ヶ崎の斜面のあそこの問題について、いつも県に文句を言ってるんですが、なかなかもう今日は、うちの前はプールです。車が通ったらすごいですよ。こういうのを一般質問で言うのはなんですけれども、ひとつ県とのこういう要望とか町から上がった場合にはそれを建設課の方々は特に留意して伝えてください。終わります。
	(10 番 水口議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	ここでしばらく休憩いたします。2時15分まで休憩いたします。
	休憩 14:09 再開 14:15
○笹原議長	それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。次に、6番、染川議員の発言を許します。6番、染川君。
	(6 番 染川議員 質問者席へ登壇)
○6 番 染川議員	お疲れさまです。私を入れてあと3人ですので、お互いに頑張っていきましょう。1番、昼食を取つてつらい時期ですので、よろしくお願ひいたします。通告しました空き家対策について質問をいたします。平成27年に実施した本町の空き家の実態調査で、全体で約900件、そのうち空き家バンクに登録してもらえるような空き家が約600件。その中で、補修が必要な物件が約220件、それから廃屋や特定空き家が約300件であったと思います。平

	成28年度から、空き家バンクに登録された件数は約52件と聞いております。現時点で、空き家の数はどれくらいになっているのか。その中で、危険な廃屋の数や空き家バンク等への登録はどのくらいの数になっているのか、伺いたいと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>染川議員のご質問にお答えします。まず、1件目の数年前に本町の空き家の実態調査をした以降のですね、空き家バンクへの登録の状況でございますが、議員もご指摘になられたように27年度に実施しました、空き家実態調査では1,380件を対象に調査をし、空き家でないものや物件などを除くと、903件が本町の空き家として捉えている数字となっております。</p> <p>この903件の内訳としましては、議員がおっしゃったとおり活用できる空き家が599件、廃屋、補修不能な空き家が304件となっております。それと、平成28年度から取り組んでおります空き家バンクへの登録件数は、5月末現在で65件ですが、取下げや再登録を除きますと実際には52件、議員もご指摘のとおりでございます。このうち、実態調査で活用できる空き家として判断された件数は9件となっているところでございます。なお、これまで空き家バンクに登録され、成約までに至った件数は売買が18件、賃貸が25件となっているところでございます。以上です。</p>
	(新田町長 降壇)
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	<p>町長が、課長時代にこの空き家解消のために様々な対策を立てられて、本町でも空き家解消のための様々な撤去の補助金、そしてまた空き家リフォームの支援事業の補助金など、様々な対応をされてきております。そういう中で、相続など様々な状況で空き家になった空き家の持ち主は、空き家になったとき、そのあとどうするのか分からない状態で維持していて、特に今は困っていないから、いつか子どもが使うかもしれないからとか、使う目的が決まらない状態のまま放置される、何となく空き家という状況で空き家が増えていて、全国で約350万件にもなっているというふうに言われております。国交省の住宅地分科会の会長をされて、横浜市立大学の教授をされてる齊藤広子先生が、何となく空き家という名前を命名されておりますけれども、国が令和元年に空き家の所有者に聞いた実態調査があります。それによりますと、空き家にしておく理由は、物が残っているため物置として必要がある</p>

	<p>ためというのが約 60%、解体費用をかけたくないというのが約 47%、更地にしても使い道がないからというのが 37%、好きなときに利用、処分できなくなるからというのが 34%、住宅の質の低さが約 33%、将来使うかもしれないというのが約 33%、取り壊すと固定資産税が高くなるからというのが 26%、特に困っていないというのが 25%と言われております。国会で空家等対策特別措置法の改正案が審議中であります。ひとつに具体的に自治体が NPO や社団法人など、支援法人として指定して、持ち主からの相談対応や管理、そして持ち主の探索や特定をする、2 つ目に危険な空き家予備軍の対策として、管理不全空き家の新設をして、これから地域の迷惑になる恐れのある空き家に対して自治体が指導、勧告ができるようにする。また、これまで居住用という理由で、減額されていた固定資産税の優遇措置が解除されて、最大 6 倍になる可能性もあるという改正案等です。これらを踏まえ、空家対策特別措置法の改正案が昨日ですね、7 日、国会で可決され、半年ぐらいで施行実施ということのようです。これらを踏まえまして、本町でも今後、何か対策を計画する考えがあるのか、お聞きしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>今染川議員、ご指摘がございましたけれども、空き家については様々な規制面、これまでは規制の強化、それから議員ご指摘のように相続をしない者に対する罰則、そういったものが出てきております。それから、税の 6 分の 1 軽減の撤廃改正とかですね、そういったものが出てきておりますが、あくまでも私どもとしましては、現段階では、これまで踏襲してきた事業を引き続き進めてまいりたいというふうに思っております。空き家に係る課題については、先ほど議員もご紹介いただきましたけれども、空き家の所有者は困っていないというのが非常に大きな問題だと思っております。なぜならばこちらのほうに住んでいらっしゃるから、その方々にはこの実態というのがお伝えできていない。したがって、私ども政策のほうでは、いろんな機会を通じて通知、写真等も送っている状況もございます。それと、やはり大きな民法のもともとの問題としまして 940 条にございますように、相続放棄をしたいとおっしゃる方々も結構いらっしゃいますが、相続放棄は次の方々への所有権が移るまではその方が管理をしていかないといけないという大きな法的な規定もあるわけですから、私どもとしましてもこれまで同様のいろんな施策をお伝えしながら、法律はこうなんですよというところも丁寧なお伝えをしながらですね、やっていかなければいけないかなと思っております。これまでなかなか相続がなされない、もしくは管理不全なところについて、自治会の活動によって、今少ないですけれども 2 か所ほど、解体ができ</p>

	<p>ました。それを自治会有地として 10 年間お使いいただく。それから、今中心市街地の大きな老朽物件についても、動き始めているところですので、まずは、そういった既存のほかの自治体にはないものですので、そういった制度をうまく活用しながら、粘り強くやっていきたいというふうに思っているところです。以上です。</p>
○6 番 染川議員	はい。
○笹原議長	6 番、染川君。
○6 番 染川議員	<p>高齢者も多くなって人口減少に伴い、空き家は今後も増えるだろうと予想もされるわけですから、何らかのいろんな方法として様々な対策を講じることが必要になってくるのかなと。それが近隣にも迷惑がかからないような状態をまた取り戻せる最善策かなというふうにも考えます。今後、いろんな形で持ち主、また相続人等にいろんな形で対応しながら、空き家の解消に努めていっていただきたいというふうに思っております。</p> <p>次に、2 番目の質問に入ります。長年、空き家を放置したために危険になっている物件も非常に増えているというふうに思っております。これらの危険家屋には、地域猫や通常言われている野良猫、そしてまた、小動物等の住処にもなっているというところも多いと聞いております。また、持ち主が亡くなって相続人が、相続放棄しても敷地内からの原因で発生した通行人等への事故というのは、相続放棄した相続人であっても管理責任というものはあるということで、損害賠償の対象になる、そういう義務が発生するというところで最高裁の判例も出ております。</p> <p>しかし、火災が発生した場合に隣家に類焼をしても、法的には賠償責任までは及ばないというようなことで、道義的には責任も感じられるというふうに思いますけれども、そこまで賠償するというような事例を今までもそんなに聞いたことはないというふうに思っております。空き家から出火して、隣が火事になった家主さんは、非常に迷惑なことだというふうにも考えております。このようなことから、空き家になったりしたときは、空き家の関係者が、電気、ガス、水道というようなものを停止する関係機関に申出をいたします。特に電気は、九州電力でメーター器を切ってもらおうというような処置をとられますけれども、電柱からメーター器までの引込線は、受要家が九電等に要請しないと九電が勝手に切れないという状況であるそうです。何年も放置された空き家の電柱からメーター器までの一時引込線は、強風や塩害等で、電線被覆が摩耗したりして、漏電やショートしたりして、火災の原因になる可能性が高いというように感じます。昨年 12 月に弓場下の自治会内で、空き家で電柱からの一時引込線の電線がショートして、火花が数m</p>

	<p>走ったという事例がございました。幸いにも火災までにはなりませんでしたが、消防なども出動し、そしてまた警察も来て対処してくれました。今後も町内どこでも起こりうる事例だと思っております。町の広報紙や様々な形で周知を図ってもらいたいというふうに思っております。火災の未然防止という意味からも、空き家の管理が滞っている。そういう中で、電柱からメーターまでの引込線のほうまでは、気が回らないということも多かろうと思えますけれども、やはりそのために火災が発生すれば、類焼にも及ぶ、隣近所が非常に迷惑を被るというようなことも生じますので、広報紙等をいろんな方法を通じて、周知を今後図ってもらいたいというふうに思っております。町長や担当課の考えをお聞きしたいと思います。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>染川議員のご質問にお答えします。まず、電力会社等もですね確認いたしましたところ、やはり契約者以外の者が勝手に届け出て電線を撤去することはできないというような回答でございました。空き家、空き地の樹木が電線に干渉して電線がむき出しになっているなど、危険性を伴う場合は、会社のほうが現地を確認して、確認の結果、危険性があると判断した場合は撤去しますというようなことでございます。ただし、やはりまずは第一義的には、そこの所有者の責任でございますので、今後とも所有者の適正管理の中での通知の中にそういったお知らせをするとともに、特に広報紙、ホームページ等についても、周知される対象方は、町民さんでございますので空き地、空き家となっているところはそこの近辺に居住していらっしゃらない方が多ございますので、そういった方々については、適正な通知と連絡をとりつつですね、非常に危機管理の問題として、また町民さんのほうから、そういった危険性が寄せられましたら、私どものほうで九州電力事業者と連携をとりながら、対応のほうは行ってまいりたいというふうに考えております。以上です。</p>
○6番 染川議員	はい。
○笹原議長	6番、染川君。
○6番 染川議員	<p>先般同僚議員も質問しましたがけれども、この空き家、空き地については、非常に町民からの近隣の苦情も多いというようなことでその対策に非常に苦慮されている。今後も空き家が増えてくる可能性というのは非常に大きい。固定資産税の基本台帳等でも、相続放棄をした方でも相続人というような方は分かっているわけですから、空き家から出た事故というのは、近隣、もしくは通行人等に事故が発生した場合には、それ相応の賠償責任があるん</p>

	<p>ですよというようなことも含めて、空き家の関係者には連絡もしてもらいたいと。そういう中で、いろんな災害を未然に防止するような方法も一緒に合わせて通知もしてもらいたいというふうに思いますので、重ねてお願い申し上げます。</p>
	<p>(6 番 染川議員 質問者席へ降壇)</p>
○笹原議長	<p>ここでしばらく休憩します。2 時 40 分から再開します。</p>
	<p><b>休憩 14 : 35</b> <b>再開 14 : 40</b></p>
○笹原議長	<p>それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、12 番、落司君の発言を許します。12 番、落司君。</p>
	<p>(落司議員 質問者席へ登壇)</p>
○12 番 落司議員	<p>それでは通告に従いまして質問いたします。以前、高齢になっても住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりの一環として、エンディングノートとしてのつなぐノート、仮称ですが、の導入を提案いたしました。将来に対する個人の気持ちや希望が分かるようにしておくこと、また、家や農地といった個人の財産をどうするかを考えることは、本人だけではなく、家族や親戚など、その方の将来に関わる方にとって、とても大事なことであり、きっかけづくりになりうると考えているからです。</p> <p>答弁におきましては、マイナスイメージを持つ高齢者が多い状況にもあるため必要性などを様々な機会をとらえて訴え、研修会等の開催も考えていきたいとのことであります。令和4年度の介護講習会の中で、エンディングノートについても講習があったようですが、参加者の反応など、どのような状況であったのでしょうか。また、それを踏まえ今後どのように推進していく考えなのかお尋ねします。</p>
○新田町長	<p>議長。</p>
○笹原議長	<p>新田町長。</p>
	<p>(新田町長 登壇)</p>
○新田町長	<p>落司議員のご質問にお答えします。エンディングノートにつきましては、マイナスイメージを持つ高齢者の方が多くいる状況もあり、必要性など様々な機会を通じて理解していただけるよう、介護講習会の中で説明してきております。</p> <p>令和4年度の講習会では、町内4地区に分けて計14回開催し、参加を希望された延べ133名の町民の方々に受講していただいたところでございます。講習会では、介護される方の意思をしっかりと周りに伝えることの大切さやどんなことを書けばよいのか、また、法的な拘束力はないので、もっと気軽に書いてもよいものであることなどをお伝えしました。</p>

	<p>ご参加いただいた町民の方からは、いつかは介護される側となるため、自分はどうしたい、自分が大切にしていること、どこで過ごしたいなどと、もしものときのために自分が望む最善のことについて考える機会となった、などのご感想をいただいたところです。本年度は、民生委員や介護者に接する機会のあるヘルパー等の専門職の方々を対象に引き続き、介護講習会を開催し、介護者やそのご家族、さらには広く町民の方々への浸透を図ってまいりたいと考えております。</p> <p>また、町民の方に終活に関する相談や様々な役に立つ情報の提供ができるように、現在、社会福祉協議会で終活サポート事業の調査研究も進めているところでございます。終活サポートの1つのツールとしても、もしものときに備えてエンディングノートの活用は必要であることは認識しております。このため、6月号の広報紙でございましたけれども、5月に社会福祉協議会がエンディングノートを1つのサンプルとして作成いたしましたので、今月号の広報紙に情報提供として、お出ししているところです。町としましても、様々な生活環境実態があることなどからですね、これが全ての解決策にはならないとは思いますが、1つの自分を見直すもしくは介護者の負担を少しでも、軽減するための1つのツールとして、普及啓発を図ってまいりたいというふうに思っております。以上でございます。</p>
	(新田町長 降壇)
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	<p>介護講習会のほうには133名の方が参加していただいて、その意義というのを理解していただけたのかなというふうに感じているところです。</p> <p>また、社協のほうでエンディングノートを作成していただいているということで、今、答弁をいただきました、広報紙に掲載があるということで、ちょっと少し拝見させていただいたんですけども、もしものときのためにということで、活用しませんかということで掲載があります。ただ、一方でこちらがですね、ホームページからダウンロードして活用してくださいということなんですが、対象となる方は、当然私世代も対象とはなるかとは思いますが、今喫緊で必要とされている方っていう方々が、例えばホームページからダウンロードして、活用できるのかと思ったときになかなか難しいのではないかなというふうに思うところです。そういった場合の対策としてはどのように考えていらっしゃいますか。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。

○新田町長	<p>議員ご指摘のとおり、これを有効に活用されたい方々っていうのは高齢者の方々であったり、介護者であったりという状況だと思います。社協のホームページにはホームページからダウンロードしてくださいということもございましてですね、ちょっとこれでは、なかなかうまくいかないということで昨日、ちょっと遅くなりましたけれども、介護福祉課長に指示しまして、まずはそれぞれこれを書物として、本支所に設置するようにしなさいと、社協にも当然同じように設置するようにしなさいという指示を出したところです。それから、将来に備えた将来設計の準備として若い方々がお使いになるのであればホームページからのダウンロード、これエクセルでつくってございますので、それについては、町のホームページから社協のホームページにリンクを張りなさいというようなことを指示したところです。今後です、ね、いろんな多様な情報の受入れ主体がいらっしゃる中ですので、そこはもう少し配慮した形での情報提供というのはすべきだというふうに思っているところでございます。以上でございます。</p>
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	<p>早速、対応のほうしていただいてありがとうございます。という部分と、あとですね先ほどちゃんと社協のホームページと町のホームページがリンクするような形にも対応していただけるということで、確かに町のホームページを見たときに、社協のホームページに飛べるような形にはなっていないのかなというふうに思いましたので、やはりその部分も対応していただけるっていうことで、ぜひそういった形で、町のホームページからもそういった形でのダウンロード等もできるように、対応はしていただきたいというように進めていただきたいと思います。そういった中で、例えば、ほかの終活サポート事業をされているところは、出前講座等も今、されていらっしゃる場所も見受けられます。エンディングノートを活用して終活に向けての出前講座等をしていく考えがあるかどうか、お聞かせいただきたいと思えます。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>まず、出前講座の考え方についてですけれども、いろんな機会を通じてですね、ご自分の介護者であったり、介護される方が、ある程度今後の将来設計の中で整理をするという意味では出前相談というようなものも必要かなと思っておるんですが、今、私が社協にちょっと指示をしておりますのは、</p>

	<p>やはり今後、自分の最後を看取ってくれる人がいないとか、なかなか頼めないとかという方々が、ある一定程度いらっしゃるのではないかなという推測をしております。霧島市でありましたりとか、それから福岡市でありましたりとか、終活サポートセンターというものを設置しまして、自分の最期というわけではなくてですね、どういうことを整理しておけばいいのかというような、そういったところの情報提供、相談業務というのもやってらっしゃるところもございますので、今、社協のほうにはですねそういったことが当社協でできないものなのかというのを事業所も含めて、今調べさせております。ただ、一部にはですね、預託金等が必要であったりとか、事象によってはですねというのがございますので、もう少し時間をかけてですね、できるところとちょっと経費がかかることの整理をしなきゃいかんなどというところで、今指示をしているところがございますので、もうしばらく、そういった点については調査研究させていただきたいと思います。以上です。</p>
<p>○12番 落司議員</p>	<p>はい。</p>
<p>○笹原議長</p>	<p>12番、落司君。</p>
<p>○12番 落司議員</p>	<p>答弁にもありましたように預託金等で見てみますと 50 万が必要であったりとかっていうそういった支援をされていらっしゃるところも多く見られますのでやはり、この町に合った在り方っていうのが間違いなくあると思いますので、時間がかかることかもしれませんが、この町に合った形での情報提供といいますか、施策っていうものを進めていただきたいということで、次の質問に入らせていただきます。</p> <p>高齢者福祉に関しては、様々な事業があります。高齢者の状態、元気であるのか、見守りや介護を必要とするのかなどによって、利用できるサービスも異なることもありますが、その都度その都度、担当課で対応はしていただいていると思っております。ただ、病気やけがなどによって状態も変化しやすいこと、また、認知症のように日常生活における小さな変化は、当事者では気づきづらかったり、受け入れることが難しく、表面化し対応がなされるまでに時間もかかってしまうことも考えられます。やはり、その状態にかかわらず、どのようなサービスがあるかを知っておくことで、安心にもつながると考えます。</p> <p>また、自分がサービス等の情報を持っていることで、誰かの地域の方の助けになるとも考えます。最近では、スマホやタブレットを利用している高齢者も増えてきておりますが、では、情報にアクセスしやすいかとなると、まだまだの状況ではないかと考えます。そこで、今年度、高齢者福祉・第9期</p>

	介護保険計画も策定されますことから、事業の見直しや新たな取組などが見られるかと思われま。それに合わせて、サービス、高齢者に関わる事業や教室を掲載した一覧表をつくる考えはないかお尋ねいたします。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>落司議員のご質問にお答えします。本町の高齢化率は、令和5年5月現在で47.2%となっており、高齢化の進行に伴い、高齢者世帯も増えてきているところです。また、元気な方や介護が必要な方など、状態も様々でございます。これまで、高齢者の方ができる限り住みなれた地域や家庭で、自分らしい暮らしを続けることができるように、要介護度や世帯の状況等に応じ適切なサービスを活用できるよう、地域包括支援センターを中心に、居宅介護事業所や介護事業所と連携して支援してきております。</p> <p>しかしながら、高齢者の状態によって、利用できるサービスの種類につきましては、介護保険利用の手引きや社会資源一覧表などを作成いたしてはおりますが、議員のご指摘のとおり、町民の方への周知が不足しているのではないかと認識しているところでございます。</p> <p>今年度は、高齢者福祉・第9期介護保険計画を策定いたしますので、それぞれのサービス内容を精査し、今年度中に高齢者福祉サービスの一覧表を作成しまして、来年度には各世帯へ配布できるよう進めてまいりたいと考えております。以上です。</p>
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	<p>今年度中にそういった形で進めていただくということで理解いたしました。やはりですね情報がいるんなところにあり過ぎると、なかなか把握ができなかったりとかしてきます。やはり高齢者は、情報を取りにいかないといけないうつというときにやはり先ほども申しましたとおり、紙媒体とかそういう形ではないと、なかなかやっぱり取りづらいつというのは現状としてあるわけ。ましてやそこを理解しておけば、自分がそういう立場じゃなくても、もし隣近所にそういう方がいらつしゃつたら、こういうことを使えるけど相談してみたらという相談を促すこともできるのかなというふうに考えますので、やはりそういった一覧表つというのがあることで安心につながりますし、やはりお互いに助け合うというまた、コミュニティの再構築ではないですけども、そういったことにもつながっていくのかなというふうに思います。</p> <p>そしてこういった高齢者の福祉に関して、こういった一覧表をつくつてい</p>

	<p>ただきたいなという形で、提案させていただきましたが、今後ですねやはり全世代においてそういった取組ってというのは必要ではないかなというふうに考えております。例えば、子どもさん方で悩んでいらっしゃる方が、どうすればいいのかっていうのが分からなかったときに、例えば、周りにこういう支援があるんだよっていうのを大人が気づいて、その保護者に何となく教えてあげるとか、詳細は分からなくてもちゃんと助けてくれる場所があるんだよっていう気づききっかけになるとと思いますので、今後の展開としてそういったところまでを視野に入れて取り組んでいただきたいなというふうに思いますが、その辺に対していかが考えますか。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>落司議員がおっしゃるとおりですね、なかなか取りに行かなければいけない情報ってというのは、非常に1番必要なところに届かないっていうのが、おっしゃるとおりかというふうに思います。今、落司議員のご質問の中でもありましたように、子育て支援の政策についても今、介護福祉課のほうで準備をしてくれましたので、今度、近いうちに発行します、分かりやすい予算書の中に入れ込みなさいということで指示をさせていただきます。いろんな支援のところ相談窓口、そういったものが、1つのもので見れるようにしたいなというところはございますので、今後、先ほども回答いたしましたように、高齢者に対するいろんなサービス事業相談体制についての一覧表も将来的には分かりやすい予算書なら分かりやすい予算書1冊置いておけば、全てにそこに、ごみの分別からいろんなものが情報が集約してございますので、できるだけ散在的に情報を発信するのではなくて、1本に紙であっても、まとめる方向性を考えながらですね、進めてまいりたいと思います。以上です。</p>
○12番 落司議員	はい。
○笹原議長	12番、落司君。
○12番 落司議員	<p>本当にそのようにしていただきたいなというふうに思います。必要になったときに取ろうと思った情報は取れるんですけども、じゃない時にそこにアクセスしやすい状況にあるっていうことが大事なのかなと思います。やはり気づいたときは、もうちょっと手遅れではないですけども、遅かったな、もう少し早く気づいておけばもっと状況が、改善が早く望めたのにとということにも繋がるかなと思いますので、やはり住民の方々がお互いに助け合いながら生活していくっていうことを考えたときに、そういった情報を共有し合うというのは、すごく大事なことだと思いますので、そういった形での方向に向けていただいて進めていただければと思います。これで私の質問を終わ</p>

	らせていただきます。
	(12番 落司議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	それではここで休憩に入ります。3時10分から開会いたします。
	休憩 14:58 再開 15:09
○笹原議長	それでは休憩前に引き続き会議を開きます。次に、2番、久本君の発言を許します。2番、久本君。
	(久本議員 質問者席へ登壇)
○2番 久本議員	通告に基づきまして、質問をさせていただきます。まず最初にですが、商工会の活動について質問させていただきます。商工会への一般補助金が875万から275万減額し、600万となっております。コロナが第5類に指定に変わりまして、今まで自粛や中止となったイベントや活動等があったと思います。これから意欲的な活動が必要というときに増額ではなく、なぜ減額になったのかということをご説明いただければと思います。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
	(新田町長 登壇)
○新田町長	<p>久本議員のご質問にお答えします。商工業振興事業補助を含む、町商工会の補助金につきましては、予算要求前から産業振興課と商工会が協議の上、要求額を決定し、予算計上したというところでございます。商工業振興事業補助につきましては、商工会の人件費など、その運営に必要な経費に対して支援しておりますが、近年の支給額は、875万円で数年固定をしておりました。これまで、新型コロナウイルス感染症の影響による活動の自粛など、商工会のみならず、町内の各種団体の活動も縮小し、多くの団体で前年度繰越金などの留保財源が増加してきており、今年度予算の編成では、繰越金は確実に次年度の活動費に活用していただき、それでもなお不足する財源を補助金に計上することを指示して、予算を編成した次第でございます。</p> <p>この点につきましては、鹿児島県市町村法令負担金等規制審議会からも、令和5年度の負担金規制の基本方針として、新型コロナウイルス感染症の影響で、事業を中止または延期等をした団体に対し、令和3年度の事業未執行に伴う令和4年度への不用額を令和5年度の負担金に的確に反映させる、これは減額させるように要請がなされているところでございます。</p> <p>今年度の商工会の決算書を拝見しますと、商工会館修繕等の引当金に約200万円、次年度繰越しが前年度比、約150万円の計350万円が次年度以降の財源に回っております。これらを商工会と協議し、運営経費の増加分等も加味した上で、今年度の商工業振興事業補助金の額を決定したところでござ</p>

	います。なお、夏祭り事業補助など、他の補助金については、昨年と同額を予算化しているところでございます。以上です。
	(新田町長 降壇)
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	今ですね、産業振興課と商工会と協議し、予算編成がなされたというお話、ご答弁でしたけども、実際、一般補助金、要は職員さんの給与とかですね、活動旅費等というところで、繰越金があったのでそちらを先に使おうというお話だと思いますが、これは実際例えば繰越金が先に費やされて活動費が足りなくなったということは、そのあとまた追加されるということではよろしいですか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	私が答弁したのは、コロナ対策で事業縮小しているの、繰越金が多くなって引当金としてそちらがもう本来の目的でないものに充当されているということは、まずはそちらから使っていただきたいということですので、当然それだけの引当があることであれば、その範囲内で事業を進めていただく必要があるということですので、それをお金がなくなったから追加で、今年度に措置するということはあり得ません。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	繰越金ですね、運営方法というのは商工会側とはうまく協議されていますでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	商工会さんが、私も総会に出ておりましたけれども、まずは自主運営団体ということをしっかり認識していただきたい。自主運営団体であるならば、それぞれの特定の目的に応じたものは、その特定の補助金も交付しているわけですので、次年度の補助金についても協議をしながらしているわけですので、そこはご認識していただいているものと私は判断しております。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番	今、町長の答弁にありましたけども、総会で出たときに、一般の事業者か

久本議員	らの質問もありましたし、商工会サイドからのご回答もあったと思います。そちらもどのような内容かとはご存じだと思うんですけど、そうなる、やはりそのお互いの認識だったりとか、語りというのが少し不足ではないかなというふうに私は聞いてて感じたんですけど、その辺りはどのように認識されますでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	補助を申請する側、補助を交付する側、そこは協議した上で実施するわけですので、そこは、なぜ今回補助金をそこを減額させてくれという話をしたときに、そこでそう理解するまで商工会さんもお話をされないといけないし、私どもとしては、私どもが交付減額をしたっていうのは、ほかの商工会さんだけではなくて、先ほど来申し上げているようにコロナ禍によって、留保財源が繰越しているものについては減額していきますよと。これは県も含めた考え方ですので私どもの方針でもあるわけです。ですので、そこをお伝えした上でしているにも関わらず、明確に答弁されなかった商工会さんとしてのそこはご認識の差ではないかなと。私は認識された上で、これが補助がされているものというふうに思っておりますので、そこは商工会さんのほうもですね、明確にご回答いただく必要があったのかなとは思っています。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	今の答弁になれば、そうなるちょっとまた問題が別な問題にはなってくるんですけども、やはりその地域の中で活動されていく団体の中の1つですので、お互いもちろん自主団体ではあるんですけども、そこはお互い歩み寄る言いながら、良いベストの状態を持っていくというのが、自分は必要だと感じますので、その辺りはどのようにお考えになりますでしょうか。
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本議員がおっしゃっていらっしゃる趣旨というのが、私どもが一方的に補助金を削減したというような趣旨のように私には受け止められるんですが、やはり、私どもは税金を預かっている者として、監査委員の指摘事項についても、全てにおいて補助金の適正化というのは言われているわけですね。コロナ禍で3年間活動が縮小していくのであれば、県としても、翌年度は、それを反映させるのは大変なので翌々年度にそれは適正に処理していきましょうねという統一した考え方なんです。だから、私どもとしてもそういうふうなお話をしているわけでごさいます、商工会さんだけではなくて、

	例えば地区公民館なりでもですね、そういった事実はあるわけなので、それは押しなべて同じ対応で実施しているものでありますので、そこはご認識いただかないといけないのかなと思います。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	<p>そうですね、実際そこもあると思うんですけど今回新しく始まった、別件にはなりますけど、雇用支援組織整備事業というものもありまして、こちらの場合ですと、600万の予算が費やされるということで、このあたりは新規事業だったり事業継承というような展開もされていくはずなので、商工会とも必ず何らかの関係性、連携とかになるとと思いますので、語る場とか認識の違いというのができるだけ差異がないような形で取り組んでいただければと思います。</p> <p>では、次の質問にさせていただきます。プレミアム商品券の件について質問させていただきます。プレミアム商品券が毎回内容や販売方法が変わっているため、その都度、執行部の職員の方や商工会の職員さんの負担になっており、また購入し利用する町民からも分かりにくいという声が多数ありました。これを今後、分かりやすく一元化していくというような考え方、取組というのは行っていく考えがあるか、お聞かせください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久本議員のご質問にお答えいたします。プレミアム商品券につきましては、毎年度500万円の予算を計上し、商工会に補助金等で交付して発行してまいりましたが、一昨年は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、通常分と合わせて約7,290万円の事業費でプレミアム率及び発行額も大幅に増額して実施したところでございます。</p> <p>昨年度は、鹿児島県がコロナ禍において、原油高騰や物価の高騰の影響を受けた生活者への支援や地域経済の活性化を図るために行った鹿児島県地域消費喚起プレミアム商品券支援事業により、1,060万円規模の補助金等で発行したところでございます。</p> <p>それぞれ交付目的や事業費が異なるため、プレミアム率や発行規模、また、それに伴う書類の作成など手続を変更しなければならず、職員や商工会事務局に負担をかけたこととは思いますが、事業設計に当たっては、購入者や事業者の意見を極力反映し、商工会事務局と協議しながら、改善してまいったところでございます。販売方法についても、発行規模に応じて変更したり、また、新型コロナウイルスの感染拡大期には万全の感染防止対策を講じる必</p>

	<p>要があったことから、販売場所を変更するなど、発行の都度、変更点があり困惑された方もいらっしゃるかもしれませんが、防災行政無線や広報紙、チラシなどで広報、周知には力を尽くしたつもりでございます。</p> <p>このように内容や販売方法の変更を行わざるを得なかった理由は、各事業の目的等に沿って、その事業を行わなければならなかったことによるものでございます。一方で、町民の利便性の向上や業務の効率化は、本事業にかかわらず重要な観点でありますので、今後、一元化することよりも、さらなる改善に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>なお、これまで町で実施してきたプレミアムつき商品券事業補助は、地方消費税率引上げが、低所得者、子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起、下支えするという目的で、令和元年度より実施してきておりますが、社会情勢や国の施策なども当時からしますと、大きく変化しておりますことから、本事業自体も含めた施策の検討、練り直しも今後、していく必要があると思っております。以上です。</p>
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	<p>今町長の答弁にありましたように、やはりここ数年間というのは、コロナ禍という、とてもイレギュラーな状態だったと思います。あと予算の在り方と言ってもいろいろ違いがございますので、その中で、いろいろと問題点なり改善点なり、また次回に向けてのより良いアイデア等、出たと思いますので一元化とは言いませんけども、できるだけ分かりやすく、町内の事業者ないし利用する町民さんが利用しやすいような形で取り組んでいただければと思います。</p> <p>次の質問に行かせていただきます。シルバー人材センターの施設管理について質問させていただきます。シルバー人材センターが、旧保健センター跡に移動するというふうになっておると思いますが、現在、改修・引っ越しの段取りをしていると思いますが、現段階で問題トラブル等はないか、お聞かせください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	久本議員のご質問にお答えします。令和4年度におきまして、実施しました旧保健センターの改修工事につきまして、建物内の間仕切りや空調設備、電話等の通信環境の整備を終え、4月1日付でシルバー人材センターとの貸付契約を締結したところでございます。現在、シルバー人材センターの計画では、今月中にインターネット環境を整え、移転を行うと聞いておりますが、

	現場での打合せの際、倉庫入り口の間口をもう少し広くしてほしいとの要望をいただいておりますので、改修を検討しているところでございます。そのほかに問題等は発生しておりませんが、今後につきましても、双方の協議を重ね、シルバー人材センターに負担がかからず、スムーズな移転ができるよう作業を進めてまいりたいと考えております。以上です。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	<p>ほかの企業さんが入るとまた別ですね、シルバー人材センター自体はあの施設が1年2年で抜けるというわけじゃなく、ずっとあそこに継続して地域活動に努めていく団体さんだと思います。今、町長の答弁がありましたように、入り口がちょっと改修が必要だという話だったんですけども、やはりそれ以外にも幾つかシルバーセンターさん側からですね、こういうふうな形にしてほしいというのをちょっと耳にしたりしてますので、そこはですね先ほどの商工会さんの話ではないんですけど、やはり双方問題点、せつかく改修されて良い活動されますので、そこは何でしょうね、良い落としどころを見つけていただいて、より良い活動ができればと思います。</p> <p>そこで例えばですけど、今トラックが車庫に入ってると思うんですね。シルバーセンターのあれが野ざらしになるとその分老朽化が早まるので、できればその辺りがカーポートないし、雨避けができるような環境という話も聞きますので、もちろん予算限られてますが、あとはその横に置いてあるごみ収集車ですね。そちらも今、雨晒しになってますけども、せつかく改修をされるのであれば、何か良い対策、落としどころがあれば、一緒に解決していただければと思います。</p> <p>次の質問に行かせていただきます。草刈り機の導入について、質問させていただきます。リモコン式の自動草刈り機を導入予定ですが、運営管理はどのようなになるのかお聞かせください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	久本議員のご質問にお答えします。シルバー人材センターの高齢化と人員不足により、除草作業に携わる会員が少なくなっていることから、作業効率及び安全対策の向上を図るための対応策としまして、リモコン式の自動草刈り機の導入を計画し、現在介護福祉課で導入に向けての準備を進めているところでございます。ご質問の運営管理につきましては、シルバー人材センターに多くの作業依頼が寄せられることから、シルバー人材センターへ貸与する形で予定をしておるところです。

	<p>運営につきましては、安全講習会などを受講していただき、児童公園、運動施設など公共用地での運用をお願いしたいと考えております。また、こうした機械器具の導入により、高齢者の就労機会の確保とあわせ、体力低下による作業の遅れを回避でき、シルバー人材の会員の方々の生きがいや心豊かな生活向上につながるものではないかと思っておりますので、今後もサポートを含めてですね、支援をしてまいりたいと思っております。以上です。</p>
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	<p>やはり、今までなかったものというのが追加になります。そして今、町長の答弁にありましたように、本来草刈りで草刈り機の操作に心得がある人、体力がある人、ほかの方々も要はリモコンを使って草刈り作業に参加できるという形で、新たな仕事の機会という創出につながると思っておりますので、今のところシルバー人材センターの倉庫に置くということは決まっているという話を聞いてますけども、それ以外で今町長がおっしゃったように運営方法、管理方法というのをお互いシルバー人材センターとしっかり話して協議されて、より良い活用方法に努めていただければと思います。</p> <p>次の質問に行かせていただきます。仕事紹介への取組について質問させていただきます。以前、未来づくり課に町内一円の仕事を一括して管理、紹介する窓口を設けるといような案があったと思いますが、現在はどのような状態かお聞かせください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>久本議員のご質問にお答えします。議員のご質問にありましたように、平成4年度から、UIJターンの受入れの窓口の一元化を図り、移住を希望する方へ住居、仕事、地域とのつなぎまでを一括して相談、対応できる体制整備を未来づくり課に指示し、同課において1年間を通して、移住希望者を中心に住居や仕事の情報等の相談窓口の対応を行っております。</p> <p>議員もご承知のとおり、サテライトオフィスの企業誘致に伴いまして、これまで、9名の方の移住が決定し、その都度、住居の紹介を行ってまいりました。仕事の紹介につきましては、現段階ではハローワーク等にある町内雇用情報をもとに相談対応を行っている状況です。令和4年度においては、主に移住希望者が錦江町でどのような住居や仕事、生活を希望されるかなどを対面で相談を受けながら対応してきたところでございます。以上です。</p>
○2番 久本議員	はい。

○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	移住者に対してのですね、仕事の紹介というのはとても良い取組をされてますし、実績も上がってきているので、より良い活動だと思います。そこでちょっとお聞きしたいんですけど、今ハローワークのほうで掲載されている情報を開示しているということだったんですけども、それ以外の例えば町内にある事業者ないし行政の中であるような仕事というのをそちらで対応紹介していくというような取組はなされないかお聞かせください。
○新田町長	議長。
○笹原議長	はい、新田町長。
○新田町長	それ以外の求人情報の取扱いですけれども、以前、無料職業相談所の資格を3人の職員取らせておりますけれども、その後配属が変わりまして、現在動かせてないところです。 町内からの行政の求人情報については、主に会計年度任用職員さん等が多いので、防災行政無線でありましたりとか、広報紙でしたりとかいうようなものを活用しているところです。それから、民間からの求人情報というのが、なかなか私どものほうにですね、以前も調査をしましたがけれども、求人情報というのは上がってこないというのが実態です。ですので、民間の求人情報があるのであればですね、どれだけの需要があるかっていうのも再度調べないといけません、以前、調査をさせたところ、求人の情報はないということ。それが、ハローワークに直接行っているという状況でございまして、求職情報も非常にハローワークも多いものの、有効求人倍率は上がってはいるものの、求職者は来ないというのが実態でございましたので、今その制度についてはいかがしたものかな、どういった供給だったり、ニーズがあるのかなってところはちょっと現段階で計りかねるところです。以上です。
○2番 久本議員	はい。
○笹原議長	2番、久本君。
○2番 久本議員	調査されたということだったんですけどやはりその調査のタイミングとかもあります。季節労働であれば、仕事があるところ、ないところもあつたりと。行政に関しては、ホームページ等でも告知されてます。ただ、先ほど同僚議員の話にもありましたけど、情報をどこに取りに行けば分からないという問題もあつたり、場合によっては求人を出す側もどこに持っていったらいいか分からないというような広報宣伝の方法が分からない事業者もいらつしゃると思います。 例えばなんですけども、社会福祉協議会のほうが3月から3月16日ぐらいまで事務員の職員の募集をされてました。これホームページに掲載された

	<p>ので、社会協議会のホームページを見て、その記事を見る方は募集ができます。ですが、3月1日から16日の間のこの短い半月間にその情報を仕入れなければその求人にも募集することができないと。もちろん、予算なり、人員、マンパワーが足りないという問題はあるとは思いますが、今回ちょっと話がずれますけど、DXフェロー職の契約をされていると思いますね。これで、やはりDXと親和性が高いというのが情報運営・管理という部分です。これが、今、先ほどの町長の答弁ですと、無料相談所のところも展開をちょっと考え中だという話だったんですけど、そういうような求人情報窓口じゃなくてもその住民サービスを向上するためのDX管理、情報管理というのを一度システム化すると、求人情報であれ、エンディングノートのあちらの情報提示であれ、展開はしやすいと思います。ですので、お仕事を抱えてる案件等多いとはございますが、いま1度ですね、求人情報というのは、やはり移住する場合、あと町民の方も、衣食住、生計立てていく上での収入というのがどうしても必要になりますので、その情報がある程度、一括管理していくような相談窓口、情報が提供できる場というのがあれば、これが別に未来づくり課じゃなくてもいいとは思いますが、場合によっては民間に委託されるかでもいいとは思いますが、そのような取組を進めていく考えがあるかどうかお聞かせください。</p>
○新田町長	議長。
○笹原議長	新田町長。
○新田町長	<p>企業と求職者のマッチングのところをもう少し的確に拾い上げていって、一括化する考えはないかということですが、まず、無料職業紹介所については法定の項目でございますので、一定の資格を持たなければ、そういった開設ができないというのが1つ。いろんな人が欲しい、求人が欲しいという方々、事業者、仮にいらっしゃったとしても、それを適正な処理に基づいて適正にやはり告知する必要はあろうかと思っておりますので、ただ情報を流せばいいというものでもないような気がします。</p> <p>なので、無料職業紹介所の充実強化についてはもう少し考えていかなければいけません、それ以外につきましてはですね、町民さんが対象となる求人情報等であれば、行政情報は防災行政無線、それから民間の方々であれば、もうちょっと仕掛けを考えなければいけません、うちを経由するとなりますと、ある程度法的なルールをクリアしていただかないといけませんので、それがうちから情報が発信されるようになりますとですね、例えば求職情報をこのシートにこれだけはちゃんと書いてくださいねというようなこととなりますと、もしかすると事業者さんが、タイムリーでない部分もあるのかもしれませんが、もう少しそこは検討しないといけないのかなっていう感じはし</p>

	ますね。以上です。
○2 番 久本議員	はい。
○笹原議長	2 番、久本君。
○2 番 久本議員	ありがとうございます。やはりないもの取組、新しい取組もありますので今町長がおっしゃったようにそのシステムなり、書式なりというのが、いろいろこれから決めていかないところというのもあると思いますので、その辺りをですね、住民のサービス向上に活かせるために努めていただければと思います。以上で、私の質問を終わらせていただきます。
	(2 番 久本議員 質問者席から降壇)
○笹原議長	これで一般質問を終わります。以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。次の本会議は、6月19日の予定でありますので、申し添えておきます。
	<b>散会 15:36</b>